

【講義③】

地域連携ネットワークと市町村計画

◆講師

埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校 社会福祉士養成科

専任講師 大口 達也 氏

※本講義の参考資料について、下記よりダウンロードいただけます。

【参考資料】『市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き』(H. 31) ※抜粋

(URL) <https://koken2024.choju-kenshu.or.jp/applied/>

(二次元バーコード)



地域連携ネットワークと市町村計画

前 高崎健康福祉大学
健康福祉学部 社会福祉学科

大口 達也

第二期基本計画の工程表とKPI①

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	
優先して取り組む事項 ※3	任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		
	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討							
	担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の育成の方針の策定 ・都道府県による担い手(市民後見人・法人後見実施団体)の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	都道府県による担い手(市民後見人・法人後見)の養成研修の実施							
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
	市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善							
・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討	市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施		
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ			
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営			

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 成年後見制度利用促進専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

講義内容

- 第二期の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。

- 第二期の変更点を踏まえて

1. 地域連携ネットワークの構築

2. 市町村計画の作成・見直し

※「市町村計画策定の手引き」を使用します

のポイントを解説します

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和4年3月25日閣議決定

3

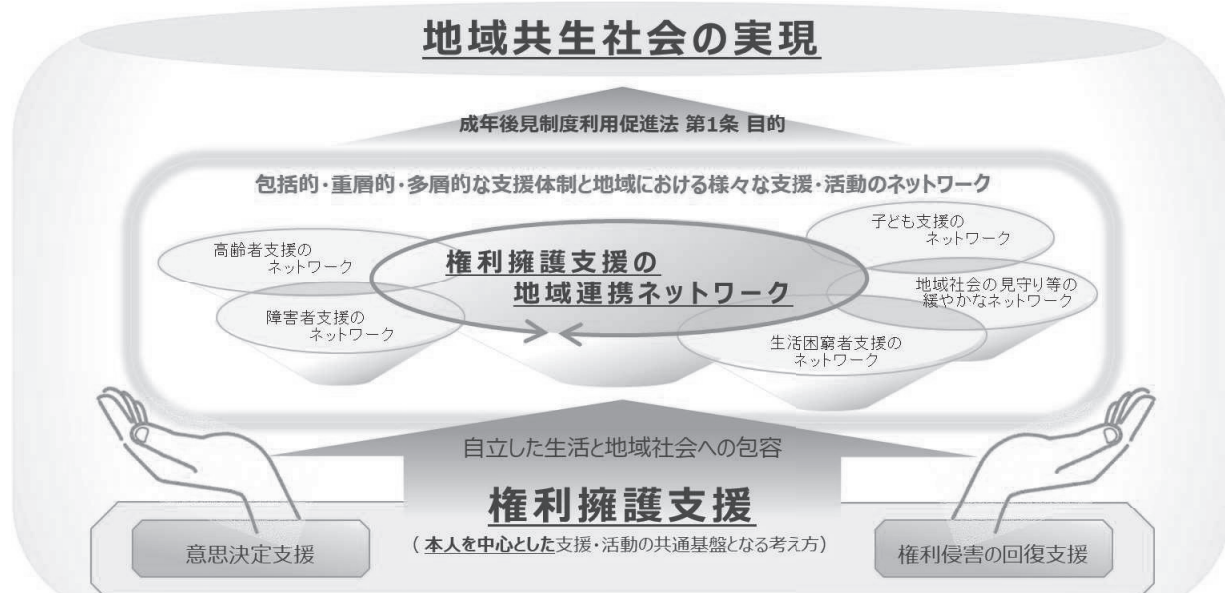
第二期基本計画 基本的考え方における成年後見制度利用促進と権利擁護支援

成年後見制度利用促進

利用促進の取組は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを通じて推進されるべきもの。単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものである。地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

権利擁護支援

意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動。地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤である。

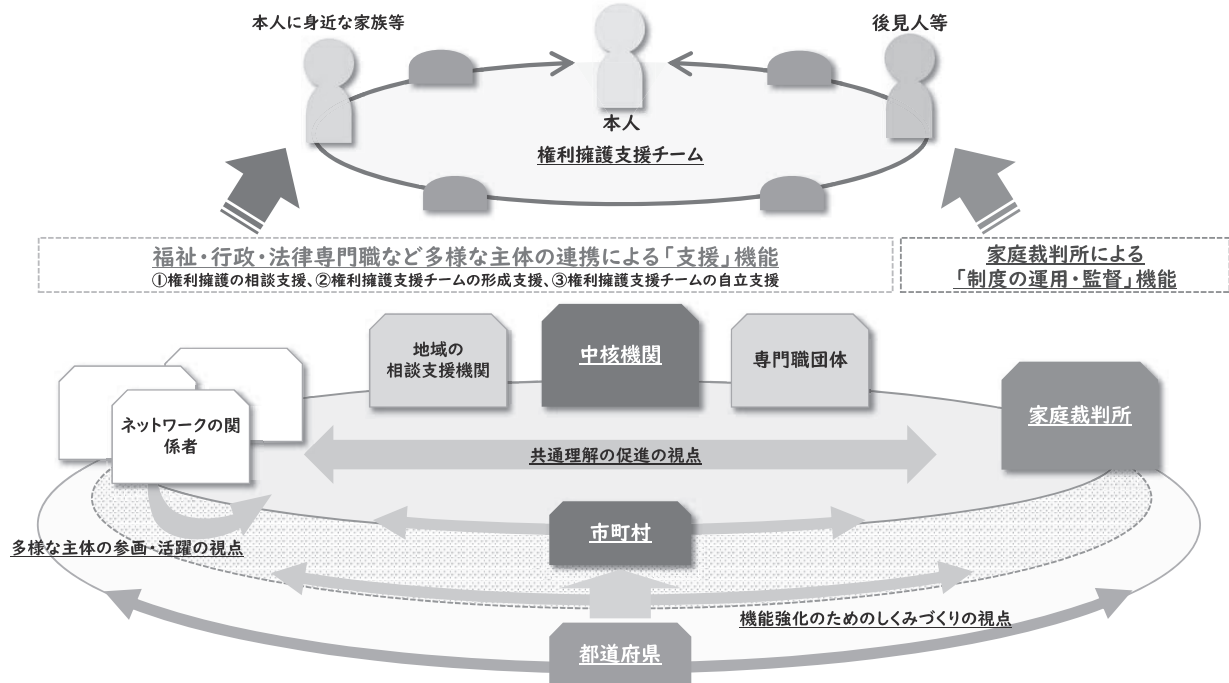


出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」より一部引用

4

権利擁護支援チームを支える地域連携ネットワーク

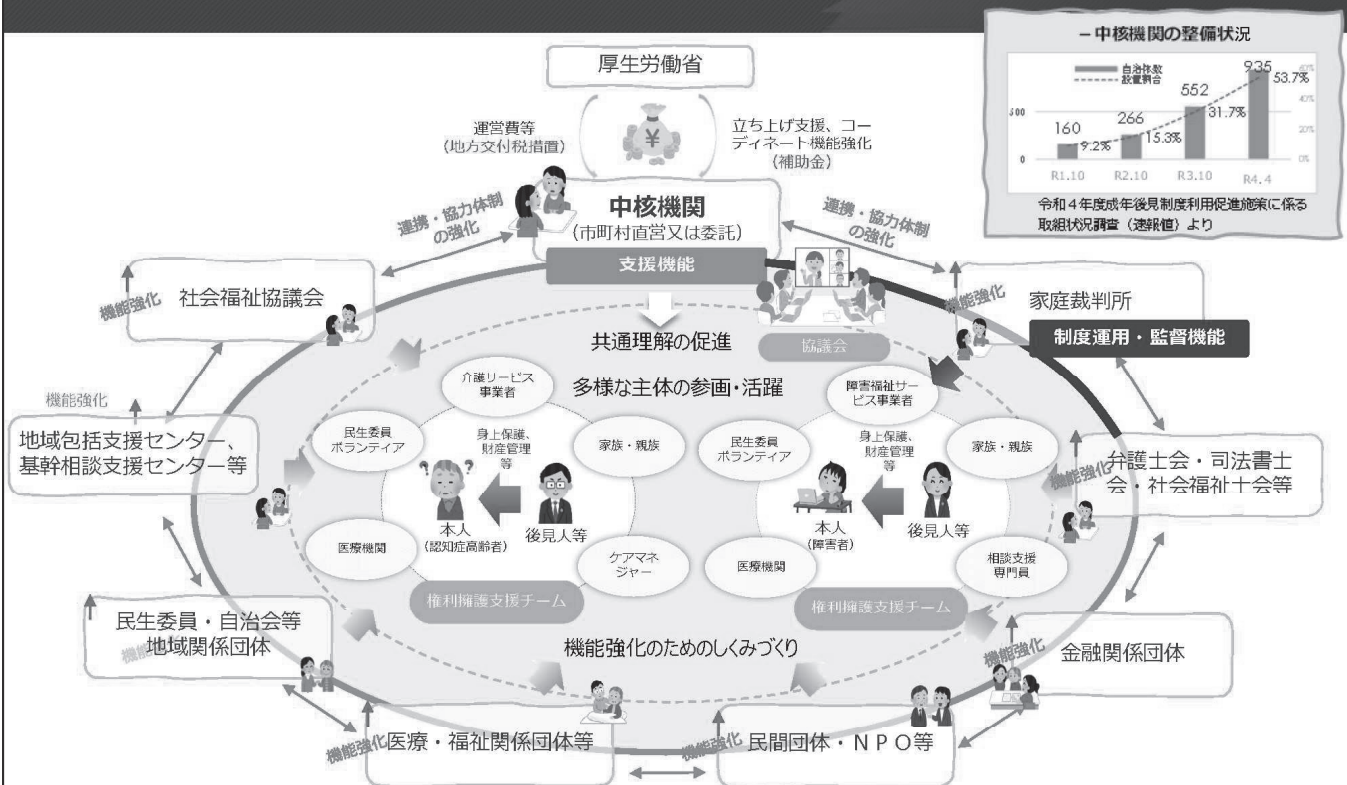
- ◆ 第二期では、権利擁護支援チームが、日常的に連携をして本人を支えていくためには、福祉・行政・専門職等による「支援」機能と、家庭裁判所の「制度・運用」機能が連携していく必要があることが示されています。
- ◆ また第二期では、地域連携ネットワークは、市町村単位だけでなく、複数の市町村圏域、都道府県圏域での連携が重要と示されました。連携の要となるのが協議会です。



出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」の内容を参考に作成

5

中核機関（地域連携ネットワークの中核となる機関）の役割図



※ 地域の実情に応じて、法テラス、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、消費生活センター、公証役場等との連携も想定

出典：第168市町村職員を対象とするセミナー「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」より引用

6

第二期計画の方向性を踏まえた市町村計画の策定

- 成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。
- 市町村は「包括的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取り組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

<目的>

地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>

権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>

- 中核機関及び協議会の整備・運営の方針
- 地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備の方針
- 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度の推進の方針

策定方法

法定計画への盛り込み

地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法

単体計画での策定

単体の計画として策定する方法

- ★協議会などにおいて、計画に当事者の声を反映し、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。
- ★家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。
- ★中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくと、連携・協力体制が構築される。
- ★計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」より引用

7

地域連携ネットワークの支援機能の段階的な整備のポイント

地域連携ネットワークの支援機能（本人中心の権利擁護支援ネットワークを支えるための機能）

- 権利擁護支援を行う「3つの場面」を想定して6つの機能を充実させて体制整備に取り組む
- 福祉・行政・専門職等による「支援」機能と、家庭裁判所の「制度・運用」機能を連携させる

		地域連携ネットワークの支援機能（本人中心の権利擁護支援ネットワークを支えるための機能）	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	①「権利擁護の相談支援」機能 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 ・本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査 ・成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ	①「制度利用の案内」の機能 ・本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各种ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立ての準備から後見人の選任まで）	②「権利擁護支援チームの形成支援」機能 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしきみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 ・権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・適切な申立ての調整（市町村長申立ての適切な実施を含む） ・権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人候補者や選任形態の検討・マッチング）	②「適切な選任形態の判断」の機能 ・権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	③「権利擁護支援チームの自立支援」機能 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 ・チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <チームによる支援の開始後、必要に応じて> ・後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など）	③「適切な後見事務の確保」の機能 ・後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・必要に応じた指導や指示、監督処分 ・権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」及び第168回市町村職員を対象とするセミナー「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」の内容を参考に作成

8



「地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備」を市町村計画に盛り込む際のヒントはありますか？



権利擁護支援を行う3つの場面ごとに、ご自身の市町村で対応してきた個別事例を思い浮かべて事例検討してみましょう

場面① 権利擁護支援の検討に関する場面

➡ 成年後見制度の利用前の事例を検討して体制をチェック

例：相談を受けて、本人にとって最もふさわしい権利擁護の支援について検討した事例はありますか？

事例の主な検討ポイント

体制チェック

①「権利擁護の相談支援」機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。

- 本人・親族、支援関係者からの相談対応の状況はどうだったか 課題あり
- 成年後見制度や権利擁護支援について、どのように説明したか 課題あり
- 成年後見制度の利用の必要性など、権利擁護支援のニーズをどのように精査したか 課題あり
- 成年後見制度が適切に利用できるように何に留意したか 課題あり
- 本人に必要な見守り体制や他の支援へのつなぎとして何をしたか 課題あり

①（家庭裁判所による）「制度利用の案内」の機能

- 本人や関係者への申立て手続き等の情報提供やパンフレット等の案内は十分だったか 課題あり
- 例：パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進

黒●=福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
青●=家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

9



「地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備」を市町村計画に盛り込む際のヒントはありますか？



権利擁護支援を行う3つの場面ごとに、ご自身の市町村で対応してきた個別事例を思い浮かべて事例検討してみましょう

場面② 成年後見制度の開始までの場面

➡ 申立準備から後見人の選任までの事例を検討して体制をチェック

例：本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けて申立ての検討を進め、チームを再編成した事例はありますか？

事例の主な検討ポイント

体制チェック

②「権利擁護支援チームの形成支援」機能

中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

- 権利擁護支援の方針（課題の整理、必要な支援の内容等）をどのように検討したか 課題あり
- 市町村長申立も含めて、適切な申立てをどのように調整したか 課題あり
- 課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針を検討できたか 課題あり
- 適切な後見人候補者や選任形態の検討やマッチングができたか 課題あり

②（家庭裁判所による）「適切な選任形態の判断」の機能

- 本人の意向や対応課題等、事情を総合的に考慮した後見人等が適切に選任されたか 課題あり
- ※ 上記の権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や事情を総合的に考慮する

黒●=福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
青●=家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

10



「地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備」を市町村計画に盛り込む際のヒントはありますか？



権利擁護支援を行う3つの場面ごとに、ご自身の市町村で対応してきた個別事例を思い浮かべて事例検討してみましょう

場面③

成年後見制度の利用開始後に関する場面

➡ 後見人の選任後の事例を検討して体制をチェック

例：後見人等の選任後、後見人等を含む権利擁護支援チームが、本人をしっかりと支えていけるように、チームの支援を行うことが必要になる事例はありますか？

事例の主な検討ポイント

体制チェック

③「権利擁護支援チームの自立支援」機能

中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。

- 後見人等選任後における支援方針の確認とチーム間での共有ができたか 課題あり
- モニタリング時期等を検討できたか 課題あり
- 後見人等やチーム関係者等からの相談を誰がどのように対応するか 課題あり
- 支援の調整や後見人等の交代、類型・権限変更等の支援方針を再調整できているか 課題あり
- ③(家庭裁判所による)「適切な後見事務の確保」の機能
- 本人の意向や対応課題等、事情を総合的に考慮した後見人等が適切に選任されたか 課題あり
- 後見業務が適切に遂行できるように後見人等への相談対応や助言の体制があるか 課題あり
- 必要に応じて、後見人等に対して指導や指示、監督処分を行う体制があるか 課題あり
- 後見人等の適切な交代や選任形態の見直しを行う体制があるか 課題あり

黒●=福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
青●=家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

11



まとめ

黒□=福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能
青□=家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能

権利擁護支援を行う場面

3つの「支援」機能と、3つの「制度の運用・監督」機能ごとの事例の検討ポイント

① 成年後見制度の利用前の事例 権利擁護支援の検討に関する場面

①「権利擁護の相談支援」機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。

- 本人・親族、支援関係者からの相談対応の状況はどうだったか
- 成年後見制度や権利擁護支援について、どのように説明したか
- 成年後見制度の利用の必要性など、権利擁護支援のニーズをどのように精査したか
- 成年後見制度が適切に利用できるように何に留意したか
- 本人に必要な見守り体制や他の支援へのつなぎとして何をしたか

①(家庭裁判所による)「制度利用の案内」の機能

- 本人や関係者への申立て手続き等の情報提供やパンフレット等の案内は十分だったか

② 申立の準備から後見人の選任までの事例 成年後見制度の開始までの場面

②「権利擁護支援チームの形成支援」機能

中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

- 権利擁護支援の方針(具体的な課題の整理、必要な支援の内容等)をどのように検討したか
- 市町村長申立も含めて、適切な申立てをどのように調整したか
- 課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針を検討できたか
- 適切な後見人候補者や選任形態の検討やマッチングができたか

②(家庭裁判所による)「適切な選任形態の判断」の機能

- 本人の意向や対応すべき課題等、事情を総合的に考慮した後見人等が適切に選任されたか

③ 後見人の選任後の事例 成年後見制度の利用開始後に関する場面

①「権利擁護支援チームの自立支援」機能

中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。

- 後見人等選任後における支援方針の確認とチーム間での共有ができたか
- モニタリング時期等を検討できたか
- 後見人等やチーム関係者等からの相談を誰がどのように対応するか
- 支援の調整や後見人等の交代や類型・権限変更等のチームの支援方針を再調整できているか

③(家庭裁判所による)「適切な後見事務の確保」の機能

- 後見業務が適切に遂行できるように後見人等への相談対応や助言の体制があるか
- 必要に応じて、後見人等に対して指導や指示、監督処分を行う体制があるか
- 後見人等の適切な交代や選任形態の見直しを行う体制があるか

12

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を推進する方針のポイント

地域連携ネットワークの支援機能を強化するための取組（機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組）

- 3つの「支援」機能と、3つの「制度の運用・監督」機能を強化するための体制づくりの取組
- 地域連携ネットワークの関係者が自発的に取り組む3つの視点で検討する地域課題が場面ごとにある
 - ア 異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための共通理解の促進の視点
 - イ 様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための多様な主体の参画・活躍の視点
 - ウ 多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための機能強化のためのしくみづくりの視点

		地域連携ネットワークの支援機能を強化するための取組 (機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組) ※全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後) 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者(当事者団体、専門職団体)との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」及び第168回市町村職員を対象とするセミナー「権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」の内容を参考に作成

13

「地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を推進する方針」を市町村計画に盛り込む際のヒントはありますか？



「支援」機能と「制度の運用・監督」機能を強化する体制づくりのために権利擁護支援を行う3つの場面ごとに地域課題を検討してみましょう

場面① 権利擁護支援の検討に関する場面
➡ 成年後見制度の利用前の地域課題を検討して体制をチェック

機能強化 ➡ 「権利擁護の相談支援」機能 & 家庭裁判所による「制度利用の案内」機能

検討する主な地域課題

体制チェック

ア 共通理解の促進の視点

(異なる立場の関係者が各々の役割を理解して認識や方向性を共有する)

- 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む)
- 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)

- 強化必要
- 強化必要

イ 多様な主体の参画・活躍の視点

(様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画して取組を拡げていく)

- 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化
- 中核機関と各相談支援機関との連携強化

- 強化必要
- 強化必要

ウ 機能強化のためのしくみづくりの視点

(多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動する)

- 各相談支援機関等の連携のしくみづくり
- 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり
- 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

- 強化必要
- 強化必要
- 強化必要

14



「地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を推進する方針」を市町村計画に盛り込む際のヒントはありますか？



「支援」機能と「制度の運用・監督」機能を強化する体制づくりのために権利擁護支援を行う3つの場面ごとに地域課題を検討してみましょう

場面② 成年後見制度の開始までの場面

➔ 申立準備から後見人の選任までの地域課題を検討して体制をチェック

機能強化

「権利擁護支援チームの形成支援」機能 & 「適切な選任形態の判断」機能

検討する主な地域課題

体制チェック

ア 共通理解の促進の視点

(異なる立場の関係者が各々の役割を理解して認識や方向性を共有する)

- 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透

強化必要

イ 多様な主体の参画・活躍の視点

(様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画して取組を拡げていく)

- 都道府県と市町村による地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の育成
- 専門職団体による専門職後見人の育成

強化必要

強化必要

ウ 機能強化のためのしくみづくりの視点

(多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動する)

- 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり
- 市町村長申立・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

強化必要

強化必要



「地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を推進する方針」を市町村計画に盛り込む際のヒントはありますか？



「支援」機能と「制度の運用・監督」機能を強化する体制づくりのために権利擁護支援を行う3つの場面ごとに地域課題を検討してみましょう

場面③ 成年後見制度の利用開始後に関する場面

➔ 後見人の選任後の地域課題を検討して体制をチェック

機能強化

「権利擁護支援チームの自立支援」機能 & 「適切な後見事務の確保」機能

検討する主な地域課題

体制チェック

ア 共通理解の促進の視点

(異なる立場の関係者が各々の役割を理解して認識や方向性を共有する)

- 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

強化必要

イ 多様な主体の参画・活躍の視点

(様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画して取組を拡げていく)

- 地域の担い手(市民後見人、後見等実施法人)の活躍支援
- 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化

強化必要

強化必要

ウ 機能強化のためのしくみづくりの視点

(多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動する)




- 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築
- 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

強化必要

強化必要

まとめ

共通理解の促進の視点：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有する
 多様な主体の参画・活躍の視点：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていく
 機能強化のためのしくみづくりの視点：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動する

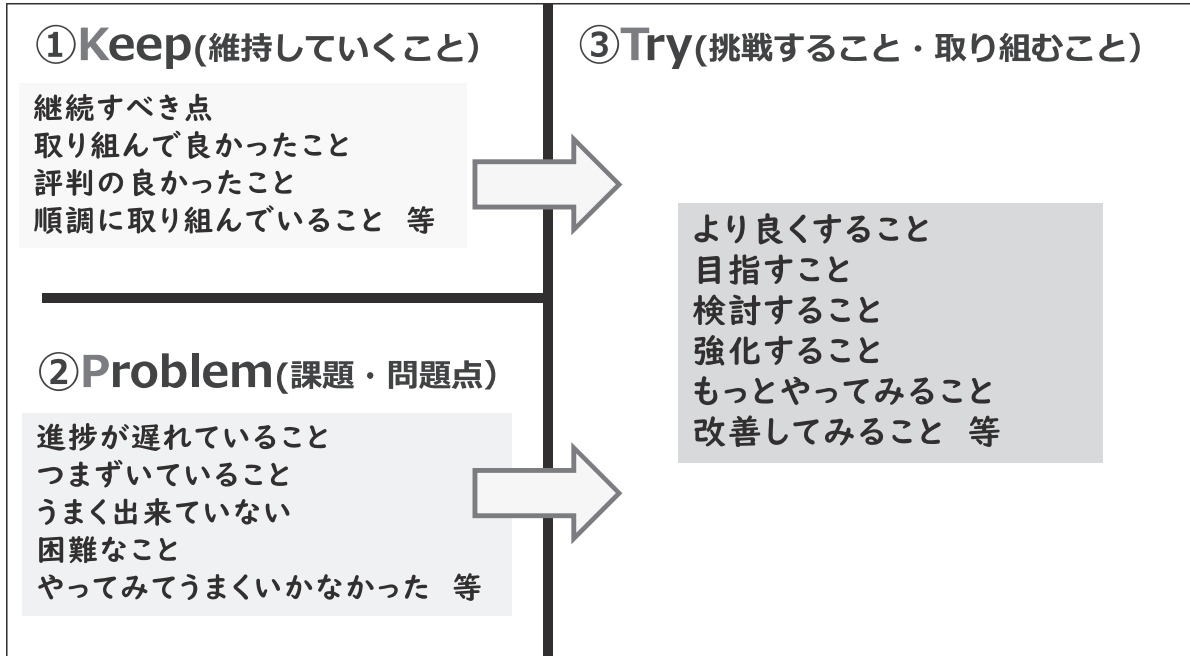
権利擁護支援を行う場面	機能を強化するための体制づくりのために検討する主な地域課題
① 成年後見制度の利用前の地域課題 権利擁護支援の検討に関する場面	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） <input type="checkbox"/> 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） <input type="checkbox"/> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 <input type="checkbox"/> 中核機関と各相談支援機関との連携強化 <input type="checkbox"/> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり <input type="checkbox"/> 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり <input type="checkbox"/> 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>「権利擁護の相談支援」機能 「制度利用の案内」機能</p> </div>
② 申立の準備から後見人の選任までの地域課題 成年後見制度の開始までの場面	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 <input type="checkbox"/> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 <input type="checkbox"/> 専門職団体による専門職後見人の育成 <input type="checkbox"/> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり <input type="checkbox"/> 市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>「権利擁護支援チームの形成支援」機能 「適切な選任形態の判断」機能</p> </div>
③ 後見人の選任後の地域課題 成年後見制度の利用開始後に関する場面	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 <input type="checkbox"/> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 <input type="checkbox"/> 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者との連携強化 <input type="checkbox"/> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 <input type="checkbox"/> 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>「権利擁護支援チームの自立支援」機能 「適切な後見事務の確保」機能</p> </div>

ミニワーク：第二期計画に基づいた体制チェックの振り返り結果を市町村計画に反映

① 維持していくこと	③ 挑戦すること・取り組むこと
② 課題・問題点	

ワークシート (KPTシート) について

- 業務や事業を継続的に改善していくために必要な「振り返り」
- 「KPT」は「振り返り」の枠組みの1つ
- まず、K(Keep)を考える ※注意※ P(Problem)から始めない
- 次に、P(Problem)を考える
- 最後に、KとPを踏まえてT(Try)を考える



19

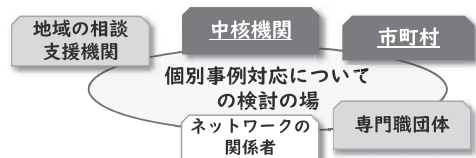
第二期基本計画における協議会の検討内容

- ◆ 第二期の協議会では「個別事例の支援の検討・協議」や「家庭裁判所との連携」「地域課題への取組についての協議」を行うことが示されています
- ◆ 三種類の協議会が必要ということではなく、一つに合わせて開催することが可能です
- ◆ また、必要な場合に随時開催するなど、地域の実情に合わせた実施を考えます

市町村による協議会

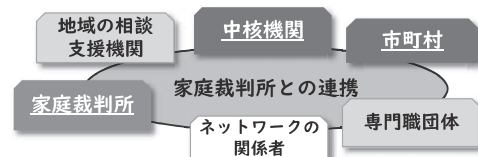
a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

個別事例対応における3つの場面（成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後）において「権利擁護の相談支援機能」、「権利擁護支援チームの形成支援機能」、「権利擁護支援チームの自立支援機能」の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。



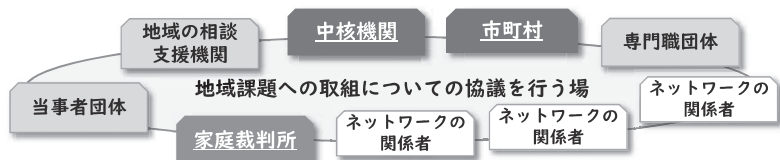
b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。



c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。



20

例：「検討・専門的判断会議」（青森県鮎ヶ沢町・深浦町の協議会）⇒「支援」の検討・協議
 ※ 個別事例対応についての検討の場

1次相談窓口

深浦町地域包括支援センター

深浦町社会福祉協議会

鮎ヶ沢町地域包括支援センター



あんしん相談窓口
あじがさわ



2次相談窓口



権利擁護センターあじがさわ

- ・ 1次相談窓口への助言
- ・ 検討・専門的判断会議招集の判断

①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断により、成年後見制度以外の対応が必要と判断された場合

- ①権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断
- ②本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断
- ③モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

検討・専門的判断会議

1次相談窓口・2次相談窓口・弁護士・
司法書士・関係機関職員・本人他

- ①地域あんしん生活保証事業
- ②日常生活自立支援事業 その他

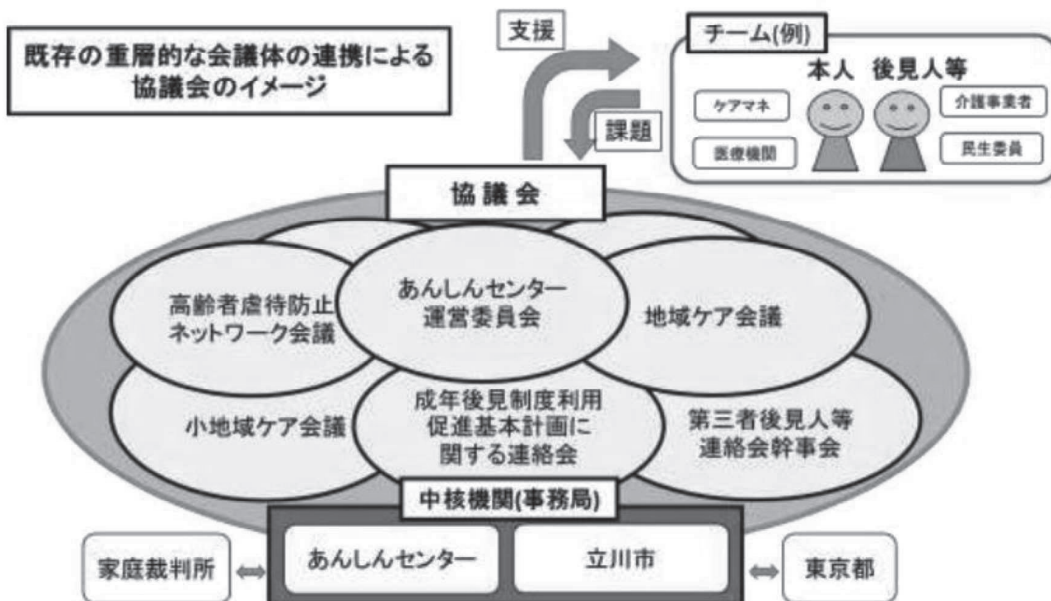
出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「市町村における協議会運営」より引用

例：「既存のネットワークを活用」（東京都立川市）⇒ 機能を強化するための取組の協議
 ※ 地域課題への取組についての協議を行う場

本市の特徴は2つあります。

第一に、中核機関を社会福祉協議会と立川市（福祉総務課・障害福祉課・高齢福祉課）の両輪で担っていく仕組みとしました。

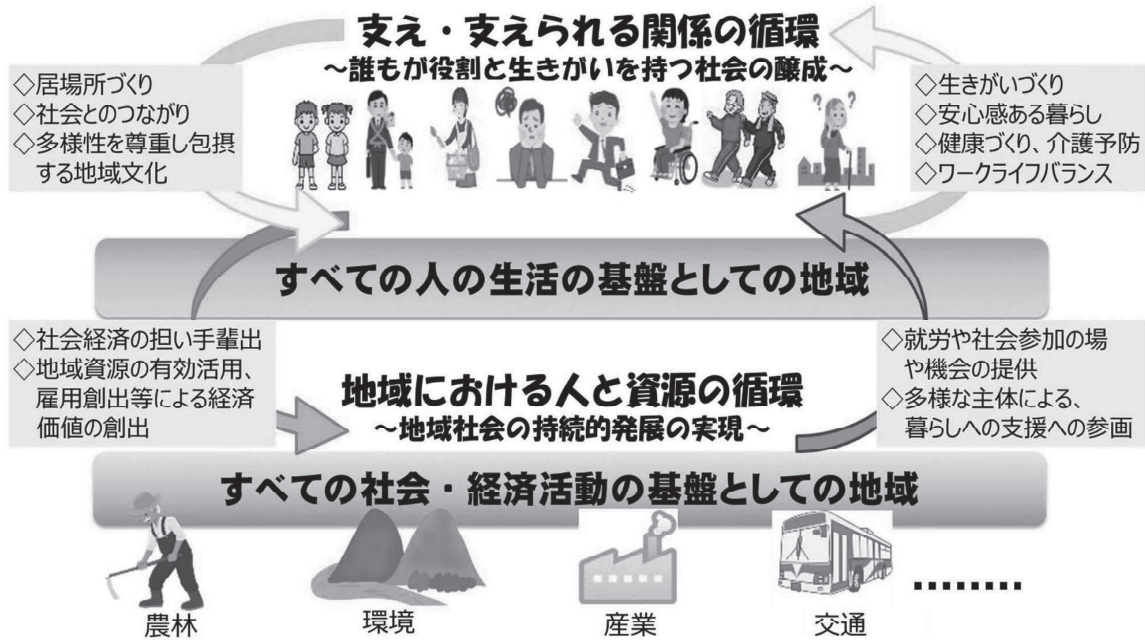
第二に、既存の地域連携ネットワークを活用し、有機的につなげ、「協議会」としました。



出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「市町村における協議会運営」より引用
 図：立川市成年後見制度利用促進計画（令和4年～令和6年）p25より引用

成年後見制度利用促進に係る取組と重層的支援体制整備事業の関係性について

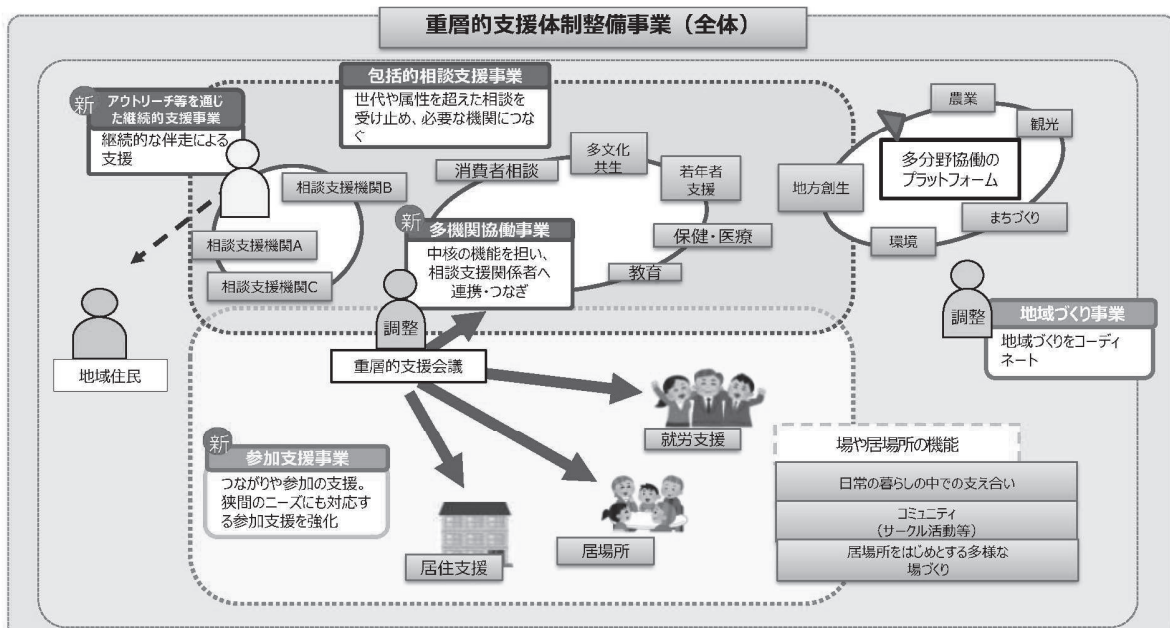
- ◆ 成年後見制度利用促進に係る取組と重層的支援体制整備事業は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組みという共通点を持っており、地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものです。
- ◆ 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を進めることは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられます。
- ◆ 特に、成年後見制度利用促進に係る取組と連携することで、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながります。



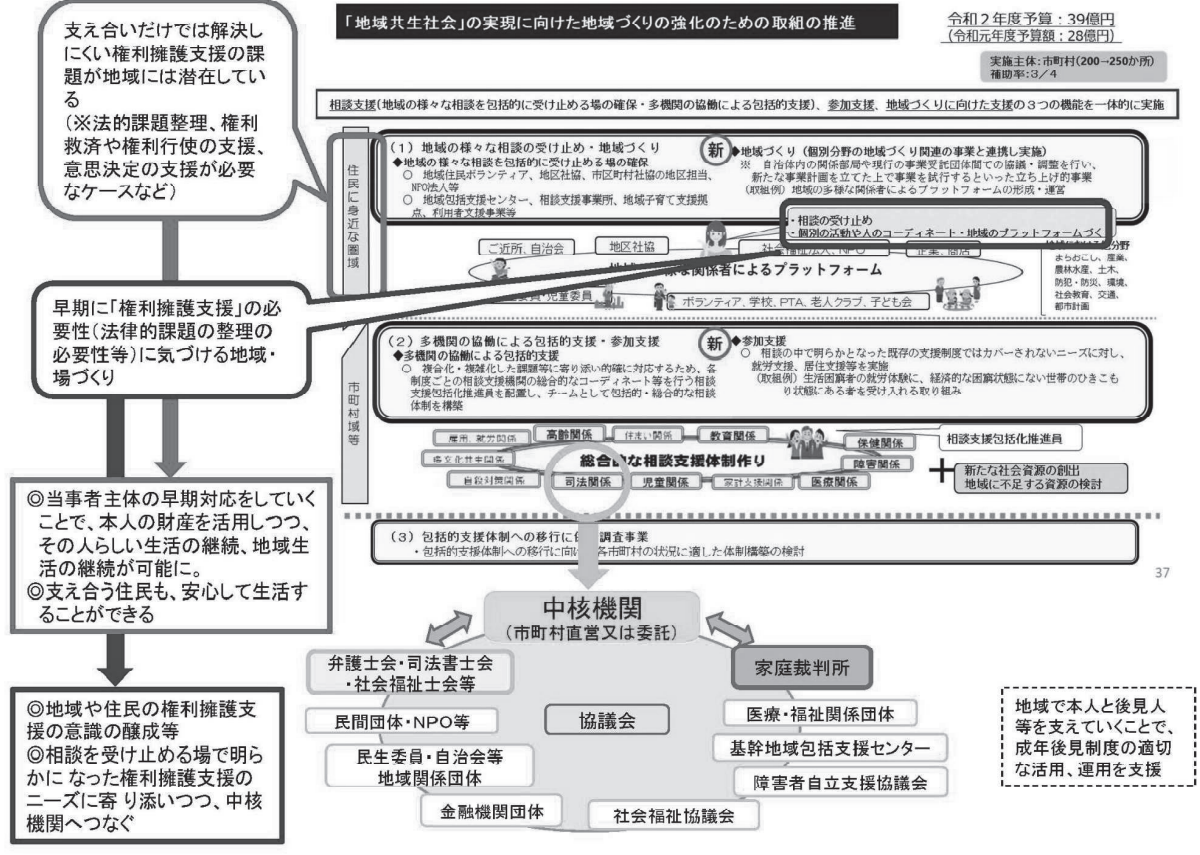
出典：重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の内容を基に一部加工）
同：重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）」より引用

重層的支援体制整備事業について（イメージ）

- ◆ 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を回り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- ◆ なお、長期にわたりひきこもり状態にある人など、自ら支援につながる人が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- ◆ 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- ◆ このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- ◆ 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）」より引用



支え合いだけでは解決しにくい権利擁護支援の課題が地域には潜在している
(※法的課題整理、権利救済や権利行使の支援、意思決定の支援が必要なケースなど)

早期に「権利擁護支援」の必要性(法的課題の整理の必要性等)に気づける地域・場づくり

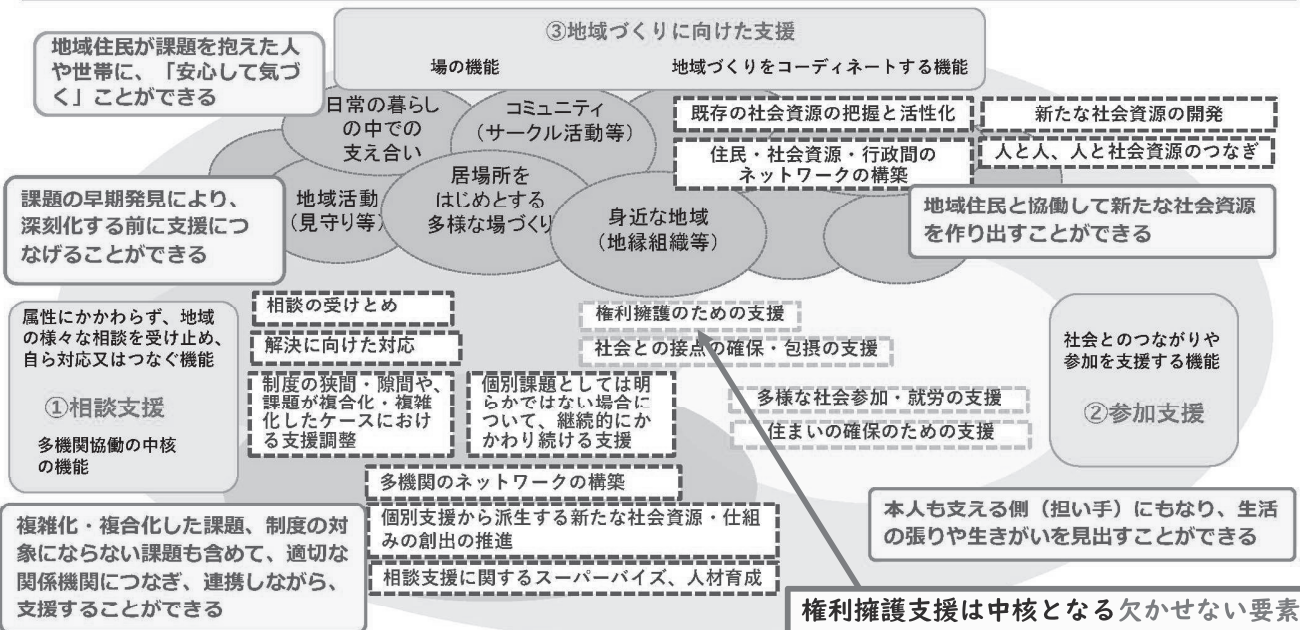
◎当事者主体の早期対応をしていくことで、本人の財産を活用しつつ、そのらしい生活の継続、地域生活の継続が可能に。
◎支え合う住民も、安心して生活することができる

◎地域や住民の権利擁護支援の意識の醸成等
◎相談を受け止める場でも明らかになった権利擁護支援のニーズに寄り添いつつ、中核機関へつなぐ

第8回成年後見制度利用促進専門家会議 参考資料7「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業結果概要」p12より引用

複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整備

- ◆ 市町村が、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、以下の支援を一体的に実施する事業を創設
 - ①相談支援(市町村による断らない相談支援体制)
 - ②参加支援(社会とのつながりや参加の支援)
 - ③地域づくりに向けた支援
- ◆ 本事業全体の理念は、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える、本人を中心とし、本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援、地域とのつながりや関係性づくりを行う支援である。



出典：重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について(実務)」より引用・一部追加

包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

- 属性や世代を問わう包括的に相談を受け止める
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- 支援機関のネットワークで対応する
受けとめた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

連携の対応例

- 中核機関の職員と地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。

連携により期待される効果

- 中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。
- 包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。

出典：重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の内容を基に一部加工）

27

福祉総合相談センター・虐待防止・中核機関の一体的整備（山口県・宇部市）

<自治体概要>

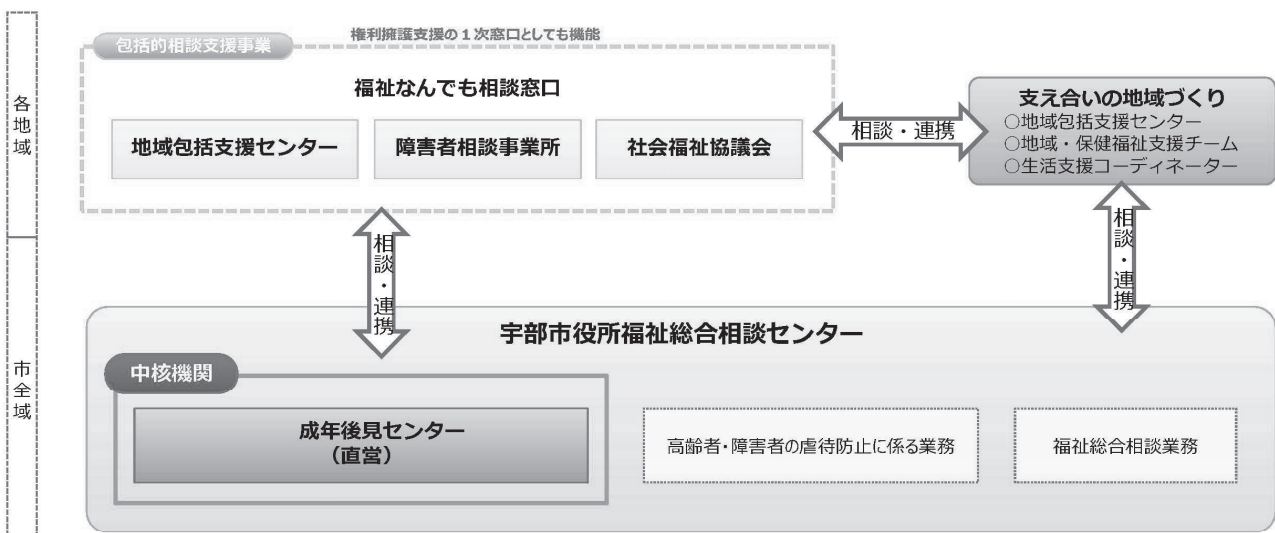
人口：163,132人（令和3年1月1日）
面積：286.7km²
高齢化率：33.2%（令和3年1月1日）

<中核機関>

設置方法：単独
運営方法：直営（総合相談）
運営主体：自治体

<ポイント>

- 宇部市では、地域福祉・指導監査課内に福祉総合相談や虐待防止等の業務を担う「福祉総合相談センター」を設置。このセンターには、直営の成年後見センターが中核機関として設置されている。
- 各地域15箇所に配置された「福祉なんでも相談窓口」等が、包括的な相談対応の中から、権利擁護支援のニーズをキャッチし、成年後見センターにつないでいる。
- 成年後見センターが設置されている福祉総合相談センターでは、虐待防止の担当も配置（一部、成年後見センターの職員との兼務あり）されているため、金銭搾取やセルフネグレクトといった対応の際に、迅速かつ適切に成年後見制度を利用することができ、本人の権利の保護を図ることが進めやすい。



第8回成年後見制度利用促進専門家会議 参考資料7「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業結果概要」p17より引用

28

多機関協働事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

多機関協働事業（社会福祉法第106条の4第2項第5号）

- 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- 支援関係機関の役割分担を図る
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

連携の対応例

- 中核機関の職員と多機関協働を図る職員が定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- 中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- 成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事案を把握した場合は多機関協働事業者等と連携して対応する。

連携により期待される効果

- 中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。
- 多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りが無いなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、各種サービス導入によって生活状況を改善させることができる。

出典：重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の内容を基に一部加工）

29

重層的支援会議・支援会議と成年後見制度利用促進に係る取組の連動

重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

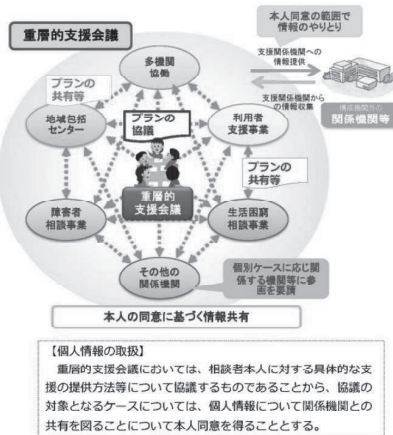
プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうかが検討する。

社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にともな、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



支援会議（社会福祉法第106条の6）の役割

気になる事案の情報提供・情報共有

各々が持っている情報を集約して、包括的に世帯の状況の把握

各支援関係機関が共通の認識の下で支援方針の明確化

各支援関係機関で継続的な見守りや、機関内での支援体制の構築

モニタリング等を通じ本人の意識や状況の変化等のタイミングを捉えた支援の実施

緊急性がある事案への対応

> 共有した情報をもとにアウトリーチを行うことも有効な支援手段の一つ

※ 情報共有に同意を得ていないことには十分に留意しつつ、当事者の負担感や抵抗感にも配慮したアプローチや支援手法について、慎重な検討が必要

連携の対応例

- 重層的支援会議や支援会議を基本計画における協議会と併せて開催する（協議会は新たに一から構築する必要は必ずしもない）。
- 本人同意なしで行われる支援会議において、緊急性のある事案の権利擁護支援のニーズを把握し、必要な支援につなげる（権利擁護の相談支援機能）。
- 本人同意のもと行われる重層的支援会議において、後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築につなげる（機能強化のためのしくみづくりの視点）。

連携により期待される効果

- 重層的支援会議・支援会議では、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プラン作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力が得やすくなる。
- 中核機関では、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

出典：重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の内容を基に一部加工）

30

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第4号）

- 支援が届いていない人に支援を届ける
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。
- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

連携の対応例

- 権利擁護支援に係る課題があると思われるにも関わらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要になる。しかしながら、支援体制の構築にあたって専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者と相談するなどの連携を行う。

連携により期待される効果

- 中核機関では、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。
- アウトリーチ支援事業者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。

出典：重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の内容を基に一部加工）

31

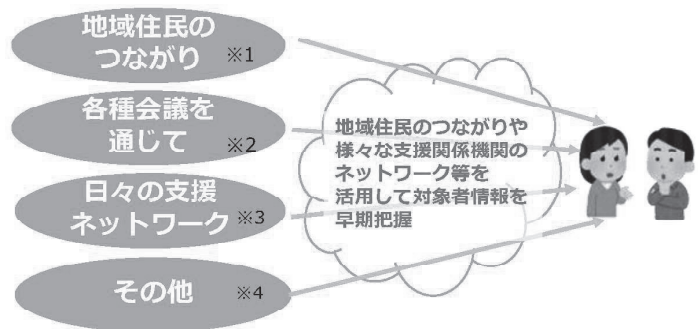
アウトリーチ等継続支援事業における対象者の把握方法

潜在的な相談者の発見に向けて

- 問題が深刻になる原因として、**本人や世帯が問題に気づいていない**、または、**どうすればいいかわからずに問題が放置されている場合**が考えられる。
また、**既存の相談窓口を知らなかったり、思いつかない場合、相談に行くことに心理的な抵抗感がある場合**などもあり、相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化してしまう恐れがある。
- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、**地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集**することが必要。
- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、**地域住民が集まる居場所等をまわるなど、日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築**しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

権利擁護支援のニーズが隠れた個別事例の早期発見
→判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることができる

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口は多様に存在



(例)

- ※1 通いの場や交流拠点での住民同士の対話
- ※2 各種会議（地域ケア個別会議、要保護児童対策協議会、自立支援協議会、支援調整会議、支援会議等）の情報
- ※3 支援にあたり日頃連携している専門職、民生委員、福祉関係の事業所、医療機関、保健所等からの情報提供
福祉以外の分野（水道、電気、ガスなどのライフライン関係従事者、新聞配達員、まちづくり関係職員等）からの情報提供
- ※4 全戸訪問、ICTを活用した安全確認、アンケート配布、SNSを活用した相談受付等による情報収集

7

出典：重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編「相談支援・参加支援・地域づくり支援の一体的実施について」より引用・一部追加

32

参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）

- 社会とのつながりを作るための支援を行う
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップする。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合はサポートする。

連携の対応例

- 市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。
- 長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

連携により期待される効果

- 成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、市民後見人の養成等（養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む）が、促進法の目的である共生社会の実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年後見被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。
- 成年後見人等において、社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができる。
- 参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で広げることができる。

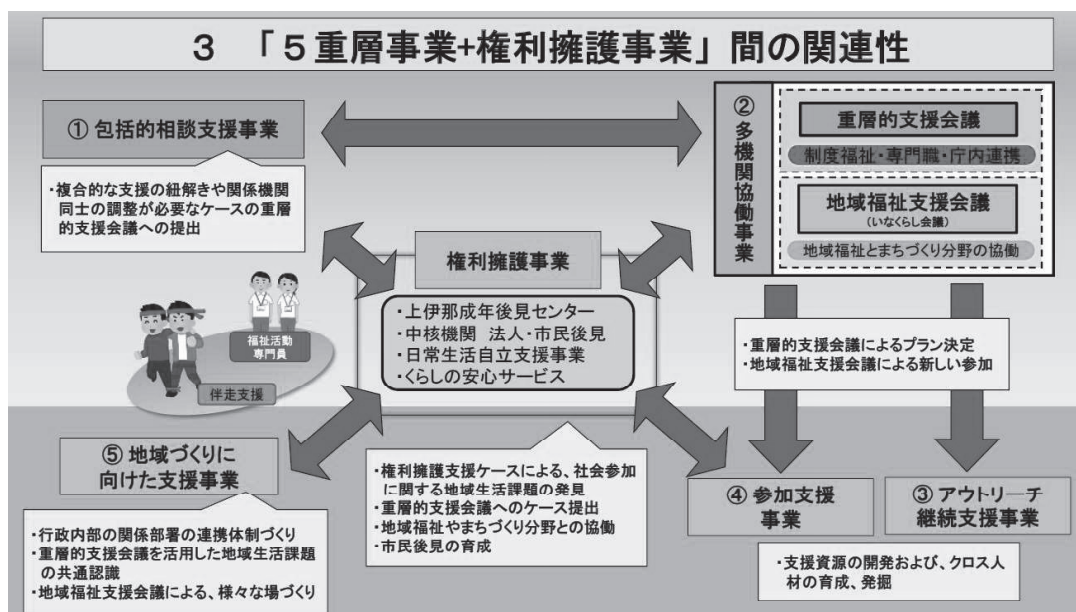
出典：重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（令和3年3月31日付け社援地発0331第3号等通知の内容を基に一部加工）

33

例：「参加支援事業の幅広い展開を視野に」（長野県伊那市）

➔ 権利擁護を参加支援の一環として位置づけ

「伊那市重層的支援体制整備事業実施計画」（令和5年3月）事業実施項目<3>

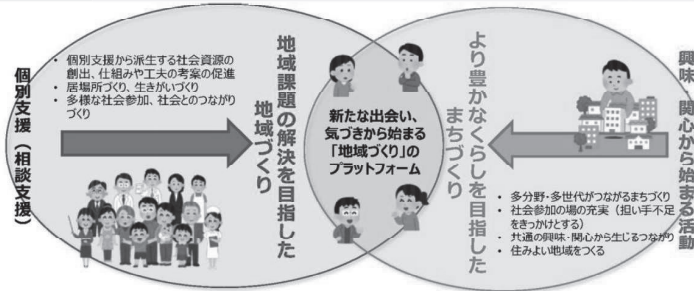


地域共生社会は誰もが役割のある社会であり、「誰も」の中には病気や障害などで判断能力が不十分な住民も含まれています。これまで、「受け手」としてのみ認識されてきたそれらの方へ、伴走支援をしながら地域社会へ主体として参加するための権利擁護支援活動が、より求められるようになって考えられ、重層支援的体制整備事業においては、参加支援として位置付けています。

出典：「伊那市重層的支援体制整備事業実施計画」（令和5年3月）事業実施項目<3>p10より引用

34

地域づくり事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携



「誰かのために役立ちたい」「個別支援に関わりたい」といった「興味・関心」を持つ地域住民等に、権利擁護支援に参画する機会を提供することも、地域における協働の機運を高める取組につながり、地域づくりのコーディネート実践として重要。

出典：第4回「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」資料を改編

地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する
地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する
 - 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする
地域における個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。また、市町村域などのより広い圏域のコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるように働きかける。
 - 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る
多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで地域における活動の活性化や発展を図る。
- ※ 包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

連携の対応例

- 市民後見人の育成や成年後見制度の広報活動等が、様々な立場の関係者が権利擁護支援に参画する機会となる。興味・関心がある地域住民等との協働が、地域課題の解決を目指した地域づくりにつながる（多様な主体の参画・活躍の視点）。

連携により期待される効果

- 成年後見制度利用促進の取組としては、第二期計画で「担い手の確保・育成等の推進」として「地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視する」ことが示されており、その一環としても取り組むことができる。
- 地域づくり事業としては、地域連携ネットワークを通じた司法関係者との協働のきっかけを創出することのみならず、地域社会の見守り等の緩やかなネットワークの構築等に向けた地域住民等による協働の推進にもつながる。

出典：図と地域づくり事業の説明は重層的支援体制整備事業人材養成研修基礎編「地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（実務）」より引用。連携の対応例は「伊那市重層的支援体制整備事業実施計画」（令和5年3月）を参考に作成

講義内容

- 第二期の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。
 - 第二期の変更点を踏まえて
 1. 地域連携ネットワークの構築
 2. 市町村計画の作成・見直し
- ※「市町村計画策定の手引き」を使用します
- のポイントを解説します

平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(社会福祉推進事業分)
「成年後見制度の利用促進に関する調査研究事業」

市町村
成年後見制度利用促進基本計画
策定の手引き

平成31(2019)年3月

成年後見制度の利用促進を目的とした
市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会
(事務局：一般財団法人 日本総合研究所)

以降、注釈等において上記手引きを「市町村計画策定の手引き」と表記します

手引き作成の背景・目的、検討体制等

(1) 手引き作成の研究事業の背景・目的

○本研究事業において、以下の実現に向けて、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き（「市町村計画策定のための手引き）」作成を目的に実施。

◎市町村による体制整備の促進:

全国各地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進を目的とした体制整備。

◎都道府県による市町村支援の促進:

全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような体制整備を進めるためには、都道府県による市町村支援が不可欠。

(2) 検討体制

成年後見制度の利用促進を目的とした市町村計画策定支援のための調査研究事業検討委員会

氏名	所属・役職等
安藤 亨	愛知県豊田市 福祉部 福祉総合相談課 主査
大口 達也	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 助教
上山 泰 (◎)	新潟大学 法学部 教授
香野 遥	神奈川県 地域福祉課 主事
橘 一明	福島県南会津町役場 館岩総合支所 町民課 課長補佐 (兼) 総務係長
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長

◎:委員長

※委員の所属・役職等については、平成31年3月末日時点。

■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 成年後見制度利用促進室

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域福祉・ボランティア係

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活

支援推進室

厚生労働省 老健局

総務課 認知症施策推進室

■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

(3) 実態把握調査等

●アンケート調査(実態把握調査)

○調査対象・回収状況

・市町村(1,741):1,091(回収率:

62.7%)

・都道府県(47):38(回収率:81.0%)

○調査時期:平成30年10月~11月

●ヒアリング調査(実態把握調査)

○調査対象

・市町村5(町村1、一般市3、政令指定都市1))

・都道府県1

○調査時期:平成30年10月~11月

●ヒアリング調査(先行自治体調査)

○調査対象

・市町村4(町村1、一般市1、中核市2)

・都道府県・都道府県社会福祉協議会 5地域

○調査時期:平成30年10月~平成31年3月

37

目次・ポイント

<目次>

I 市町村編

1. 市町村計画策定の趣旨

(1) 計画策定の法的根拠

(2) 市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関と市町村計画

(4) 計画策定の意義と効果

(5) 計画策定の流れ

2. 市町村計画策定のパターン

(1) 市町村計画のパターン

(2) 成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定する場合

(3) 地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する場合

3. 効果的な計画策定のプロセス

(1) 担当課の決定

(2) スケジュールの決定

(3) 現状の確認

(4) 課題整理

(5) 計画策定のメンバーの決定

(6) 市町村計画案の作成

(7) 意見の聞き取りと反映

(8) 計画の決定と公表

(9) 協議会への報告

(10) 計画の見直し

II 都道府県編

III 資料

[ポイント3]

市町村計画策定の参考プロセスを整理

[ポイント4]

市町村計画見直しの際のポイントを整理

[ポイント5]

都道府県の市町村支援例を掲載

[ポイント6]

審議会条例や協議会設置要綱等、参考資料を掲載

[ポイント1]
市町村計画策定時に押さえるべきポイントを整理

[ポイント2]
4つの市町村計画の例を掲載してポイントを説明

38

第一期計画における4機能（広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援）と
第二期計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係性の整理

第一期基本計画の4機能	第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化する取組としての整理
①広報機能	<ul style="list-style-type: none"> 「権利擁護の相談支援機能」を果たすために地域連携ネットワークが行う「ア 共通理解の促進」の視点による取組として整理した。
②相談機能	<ul style="list-style-type: none"> 第一期基本計画の「本人への具体的な支援に関する部分」は「権利擁護の相談支援機能」と整理した。 その上で、第一期基本計画の「相談に対応する体制の構築に関する部分」は、地域連携ネットワークが同機能を強化するために行う「ア 共通理解の促進」「イ 多様な主体の参画・活躍」「ウ 機能強化のためのしくみづくり」のそれぞれの視点による取組として整理した。
③成年後見制度利用促進機能 受任調整（マッチング）の支援	<ul style="list-style-type: none"> 第一期基本計画の「受任調整（マッチング）等」は、後見人等を推薦するという要素と推薦に至るまでのプロセスの要素が含まれるため、「権利擁護支援チームの形成支援機能」と、地域連携ネットワークが同機能を強化するために行う「ア 共通理解の促進」と「ウ 機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組に分けて整理した。 第一期基本計画の「親族後見人候補者の支援」と「市民後見人候補者等の支援」で示されている各候補者が受任するまでに行われている調整段階の支援は、「権利擁護支援チームの形成支援機能」を含むものとして整理した。 第一期基本計画の「家庭裁判所との連携」について、中核機関と家庭裁判所が緊密な連携を図っていくことは今後も変わらないが、さらに、家庭裁判所による制度の「運用・監督」を地域連携ネットワーク機能として明示した。
③成年後見制度利用促進機能 担い手の育成・活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 第一期基本計画の成年後見制度利用促進機能における要素の1つであった「担い手の育成・活動の促進」は、その必要性・重要性から地域連携ネットワークが各機能が強化するために行う「イ 多様な主体の参画・活躍」に関わる取組として、独立させて整理した。 なお、第一期基本計画の「市民後見人の研修・育成・活用」と「法人後見の担い手の育成・活動支援」で示されている担い手を拡充するための育成・研修や、後見人としての活動を支援する取組は、「権利擁護支援チームの形成支援機能」と「権利擁護支援チームの自立支援機能」に関して、地域連携ネットワークがこれらの機能を強化するために行う「イ 多様な主体の参画・活躍」の視点による取組として整理した。
③成年後見制度利用促進機能 日常生活自立支援事業等関連 制度からのスムーズな移行	<ul style="list-style-type: none"> 第一期基本計画の「日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行」で行われる関連制度の利用者のうち成年後見制度の利用が必要な方への移行に向けた支援は、「権利擁護の相談支援機能」を含むものとして整理した。 スムーズな移行を果たすための体制づくりや、成年後見制度以外の手段も含めた総合的な権利擁護支援の実施を図るために必要な事業や制度の充実・構築等に関しては、地域連携ネットワークが同機能を強化するために行う「ア 共通理解の促進」「イ 多様な主体の参画・活躍」「ウ 機能強化のためのしくみづくり」のそれぞれの視点による取組として整理した。
④後見人支援機能	<ul style="list-style-type: none"> 第一期基本計画の「後見人等への具体的な支援に関する部分」は、チームによる支援の開始後に必要に応じて実施されるため、「権利擁護支援チームの自立支援機能」の一部と整理した。 後見監督は、家庭裁判所による制度の「運用・監督機能」として整理した。 「権利擁護支援チームの自立支援機能」を強化するために、地域連携ネットワークが行う「ア 共通理解の促進」「イ 多様な主体の参画・活躍」「ウ 機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組にも、第一期基本計画における後見人支援機能の要素が含まれると整理した。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議 資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10より引用

39

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と
第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「支援」機能	「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
			ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など 権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	a 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 後見人支援機能	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

広報機能は「成年後見制度の利用前」の「共通理解の促進」の視点として整理され、「相談支援機能」や家庭裁判所の「制度利用の案内」の機能を強化する取組になりました。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議 資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10を参考に作成

40

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
		ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能(関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化 a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成 a 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長中立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 後見人支援機能

相談機能は「成年後見制度の利用前」の「相談支援機能」に整理され、また、相談に関する体制の構築として、「相談支援機能」を強化する3つの視点・取組の中心を担っています。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10を参考に作成

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組		
		ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能(関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透(広報を含む) b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透(相談窓口の広報を含む)	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面(申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成 a 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長中立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能(受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面(後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 成年後見制度利用促進機能(担い手の育成・活動の促進)	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築 後見人支援機能

受任者調整は、「権利擁護支援チームの形成支援機能」に整理され、その機能を強化する「共通理解の促進」と「機能強化のためのしくみづくり」の視点・取組にも関わっています。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10を参考に作成

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組			
		「支援」機能	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (中立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長中立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

担い手の育成・活動の促進は、「多様な主体の参画・活躍」の視点に整理され、「後見開始までの場面」と「開始後の場面」の地域連携ネットワークの機能を強化する取組になっています。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議 資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10を参考に作成

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組			
		「支援」機能	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (中立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長中立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)
	成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化 成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

関連制度からのスムーズな移行は「相談支援機能」に組み込まれ また、「相談支援機能」を強化するための3つの視点・取組の中心を担っています。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議 資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10を参考に作成

参考：第一期基本計画における4機能（**広報機能** **相談機能** **成年後見制度利用促進機能** **後見人支援機能**）と第二期基本計画における地域連携ネットワークの機能及び機能を強化するための取組の関係整理表

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能を強化するための視点・取組			
		「支援」機能	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	権利擁護の相談支援機能 相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで)	権利擁護支援チームの形成支援機能 成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後の場面 (後見人の選任後)	権利擁護支援チームの自立支援機能 後見人支援機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築
			広報機能	相談機能 成年後見制度利用促進機能 (関連制度からのスムーズな移行)	
				成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	
				成年後見制度利用促進機能 (受任者調整)	
				成年後見制度利用促進機能 (担い手の育成・活動の促進)	
				後見人支援機能	

後見人支援機能は、「後見人の選任後」の「権利擁護支援チームの自立支援機能」に整理され、その機能を強化する視点・取組の中心を担っています。

第11回成年後見制度利用促進専門家会議資料2-3「次期基本計画における権利擁護支援の地域連携ネットワーク・成年後見制度の運用改善等について」pp9-10を参考に作成

市町村計画策定の意義と効果

①効果的で着実な推進

「市町村計画策定のための手引き」p.9、10

- 「権利擁護支援の地域連携ネットワークについての目指すべき姿」を庁内外に対して明らかにすることができる
- 的確にニーズを把握し、計画の見直し年度までに達成する具体的目標を設定することで、多岐にわたる施策の整合を図り、着実かつ効果的に推進することができる

ポイント!



一度にすべての機能を整える必要はなく、段階的・計画的な整備で構いません。

②段階的整備の担保

- 計画策定という手法を用いることにより、計画の見直しの際に、次に整備する機能についての具体的目標を設定することができる。
- 一度に全ての機能を整備しなくとも、段階的な体制整備を担保することができる

ポイント!



新しい「箱もの」整備ではなく、中核機関や権利擁護支援の地域連携ネットワークの「機能」をどう整備し、充実させていくかという視点で市町村計画を立てる。

③地域連携ネットワークの構築・強化

- 適切なプロセスを経て計画を策定すると、庁内関係部署、地域住民、関係者・関係機関と「目指すべき姿」についての共通認識を形成することができる。
- このことにより、関係機関等からの協力が得られやすくなり、迅速な個別対応を行うことができるようになる。

計画策定の流れ 手引き参照「11ページ」

計画策定の流れは必ずしも、以下の順番で進むものではなく、各市町村の実情に応じて、前後することやプロセスを省略することも考えられる。

I 計画策定のための準備

担当課の決定



スケジュールの決定



現状の確認



課題整理



計画策定メンバーの決定



II 計画策定

市町村計画案の作成



意見の聞き取りと反映



計画の決定と公表



III 実行見直し

<市町村計画策定>

協議会への報告



計画の見直し

「市町村計画策定のための手引き」p.11 47

効果的に計画を策定するためのポイント - I 計画策定のための準備 -

I 計画策定のための準備	計画策定のプロセス	ポイント
	担当課の決定	<ul style="list-style-type: none"> □ どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる □ 担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう
	スケジュールの決定	<ul style="list-style-type: none"> □ おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える □ 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする
	現状の確認	<ul style="list-style-type: none"> □ 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる □ 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的 □ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する
	課題整理	<ul style="list-style-type: none"> □ 把握したニーズに対する受け皿や、現状の施策の課題を整理する □ 課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる □ 他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる
	計画策定メンバーの決定	<ul style="list-style-type: none"> □ 司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる □ 計画の策定方法によって計画策定メンバーは変わる □ 自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする

「市町村計画策定のための手引き」p.32~p.43

手引き参照 「32ページ」

3. 効果的な計画策定のプロセス

(1) 担当課の決定

ポイント

- ①どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる
- ②担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう

49

手引き参照 「33ページ」

▶ 市町村の取組から

愛知県豊田市では、成年後見支援センターを立ち上げる際、当初から、権利擁護に関係の深い、地域福祉課（当時）と障害福祉課で、複数担当として庁内検討に入りました。具体的な検討段階では、生活保護や生活困窮等関係の深い事業担当の生活福祉課も参画しました。

必要性の整理段階（平成27年の秋頃～翌年2月までの期限付き）

所属	役割
地域福祉課（当時）	・ニーズ調査（高齢者） ・視察地の選定、調整
障がい福祉課	・ニーズ調査（障がい者） ・調査結果の取りまとめ、資料作成

具体的な検討段階（平成28年4月～12月末）

所属	役割
地域福祉課（当時）	・設立検討委員会の開催調整 ・予算や議会等の対応 ・対外周知・説明
障がい福祉課	・具体的な仕組み検討
生活福祉課	・生活保護ケースの状況反映 ・生活困窮者自立支援事業との調整

※成年後見制度利用促進ニュースレター 第3号（平成30年6月5日）より引用。

50

手引き参照 「34ページ」

(2) スケジュールの決定

ポイント

- ① おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える
- ② 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする

51

手引き参照 「36ページ」

(3) 現状の確認

ポイント

- ① 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる
- ② 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的
- ③ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する

52

手引き参照 「37ページ」

ニーズ調査の項目例 (37ページ)

◇ 現在、よく使われているニーズ調査の項目例 [成年後見制度利用促進ニュースレター第7号を参考に作成]

事業者等に、成年後見制度の利用が必要と思われる人の数を聞くパターン

①調査の対象となる事業者等の例

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 高齢者施設 | <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業専門員 |
| <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター | <input type="checkbox"/> 民生委員 |
| <input type="checkbox"/> 介護支援専門員 | <input type="checkbox"/> 病院、医療機関 |
| <input type="checkbox"/> 相談支援専門員 | <input type="checkbox"/> 金融機関 |
| <input type="checkbox"/> 市町村社会福祉協議会 | <input type="checkbox"/> 福祉用具貸与・販売事業所 等 |

②調査の内容の例

- ・ 後見類型相当、保佐類型相当、補助類型相当の人数を聞く
※聞く時に、それぞれの類型の人の状態像を説明する必要があります
- ・ 成年後見制度の利用が必要と思われる状態像を明示して聞く

※状態像の例

- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの必要性や契約を理解できずに、支援が進まない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、治療や介護・福祉サービスの全部または一部を受け入れない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるが、本人名義の土地や建物、有価証券等の資産を有し、その管理が適切でない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入するなど、収入に見合った適切な支出ができない。家計管理ができない。
- ・ 税や保険料、利用料などを現に滞納、又は負債があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に返済等の対応ができていない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待や金銭搾取を受けている又はその疑いがある。
- ・ 上記以外の虐待（身体的・性的・心理的・ネグレクトなど）を受けている又はその疑いがある。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、消費者被害や悪徳業者につきまといわれている又はその疑いがある。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議、相続などの日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない。
- ・ 上記のような課題を抱える可能性はあるが、親や兄弟等が健在であるので、今は特に問題がない。
- ・ 本人の判断能力が不十分であるために、その他困難な事情があるが、適切に対応できていない。

※巻末資料編 p.122 に、豊田市のアンケート調査票を掲載しています。

53

手引き参照 「38ページ」

ニーズを概算で把握する例 (38ページ)

参考) 権利擁護支援のニーズを概算で把握する例

ニーズは、例えば以下のような数字からも把握できると考えられます。各担当部署や相談窓口の持つ情報や、既存の関連計画等の記載も参考になります。

- ・ 高齢、障害等各課の首長申立て数の推移
- ・ 認知症高齢者数、知的障害者、精神障害者数と推移
- ・ 社会福祉協議会日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度への移行者数
- ・ 退院、退所等の地域移行の障害者の状況
- ・ 虐待を受けた高齢者、障害者等
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく相談件数
- ・ 75歳以上の単身の高齢者、或いは高齢夫婦世帯数
- ・ 高齢の親と障害のある子どもの世帯数
- ・ 消費者被害相談件数

54

ニーズを概算で把握する例（東京都立川市）

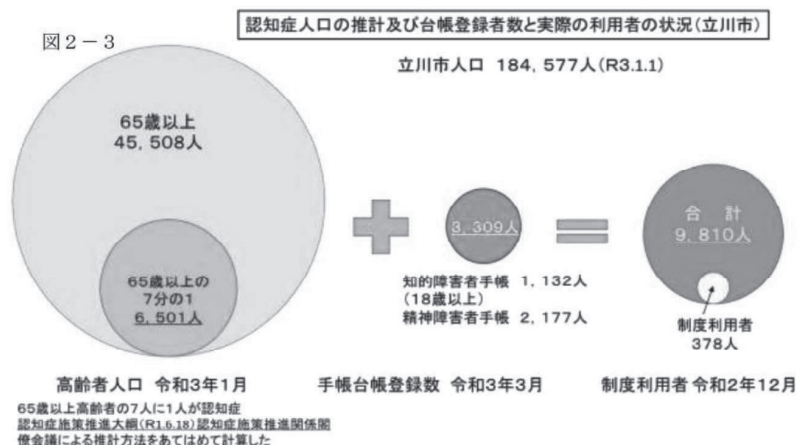
実践例：東京都立川市

3 立川市の成年後見制度推進の課題

成年後見制度の利用実績²¹について

立川市内の成年後見制度の利用者数は令和2（2020）年12月末現在378人となっており、65歳以上人口の0.83%となっています。全国平均の0.64%に比べて0.19ポイント高い数値で都内の平均0.84%とほぼ同じ割合となっています。

認知症施策大綱による推計の方法（65歳以上の7分の1）による認知症の推計人口と、障害者台帳登録数を合計した人数（9,810人）に対し、実際に成年後見制度を利用している人数（378人）の割合は約4%弱となっています（図2-3）。



出典：「立川市成年後見制度利用促進計画（令和4年～令和6年）」p25より引用

55

ニーズを概算で把握する例（愛知県豊田市）

実践例：愛知県豊田市

計画を作る背景

豊田市として「権利擁護支援に関する地域社会の仕組みをどのように整備していくか」の方向性を示すべき時期

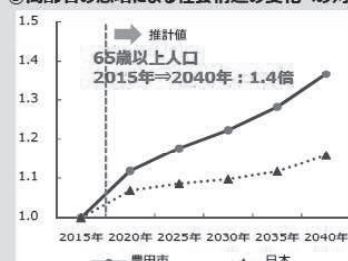
①人口減少と超高齢社会への適応

	2015	2025	2040
人口（人）	422,413	430,238	423,688
高齢化率（%）	21.8	25.4	31.3

②認知症高齢者、知的・精神障がい者の増加

	<2013年>	<2017年>	
認知症高齢者	6,631人	7,846人	+1,215人
知的障がい者	2,596人	3,081人	+ 485人
精神障がい者	1,984人	2,659人	+ 675人

③高齢者の急増による社会構造の変化への対応



④センター設置後の成年後見制度利用者の増加



豊田市における成年後見制度のニーズ※ 約1,100人以上

※出典：豊田市(2018)「豊田市成年後見制度に関するアンケート調査」…「(1)これから制度利用が必要な市民」+「(2)これまで制度を利用してきて今後は後見人等支援やチーム支援が必要な市民」の合算値

出典：「豊田市成年後見制度利用促進計画（令和2年～令和7年）概要版」p1より引用

56

手引き参照 「40ページ」

(4) 課題整理

ポイント

- ①把握したニーズに対応する受け皿や、現状の施策の課題を整理する
- ②課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる
- ③他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる

57

手引き参照 「41ページ」

◇確認してみよう①！ 既存の協働体やネットワークの運用状況

・既にある仕組みを活用する

例えば、自治体内の現状の取組について、以下のような観点から見直すことが考えられます。

- 地域包括支援センター等の相談窓口と権利擁護支援の現状
— 相談のうち、権利擁護支援や成年後見制度利用が必要と思われるケースは、どのような流れで、具体的な支援につながる仕組みになっているだろうか
- 介護保険における地域ケア会議、協議体、障害分野の自立支援協議会等の権利擁護に関する協議の仕組みと運用状況
- 権利擁護センター、成年後見センター等の後見実施機関の設置（既設の有無）・運用状況（有している機能）

国基本計画 p.9～10 抜粋

従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある
ア）権利擁護支援の必要な人の発見・支援
イ）早期の段階からの相談・対応体制の整備
ウ）意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

◇確認してみよう②！ わか町の「強み」

不足していることや課題だけでなく、うまく機能していること、資源としての強みなどについても挙げてみる

- ケース対応について、困った時に庁内外の専門職等に相談できる。
- ケース対応について、法律職と連携して進めた経験がある。
- 対象別のパンフレット配布や勉強会の開催などを通じて、権利擁護や成年後見制度に関する相談窓口を周知している。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会等の権利擁護に関する相談窓口から、地域の権利擁護に関する相談の特徴や傾向等について話し合う機会を設けている。

58

効果的に計画を策定するためのポイント - I 計画策定のための準備 -

I 計画策定のための準備	計画策定のプロセス	ポイント
	担当課の決定	<ul style="list-style-type: none"> □ どの課が主担当になったとしても、関連する部署全体で取り組むことになる □ 担当課を中心に最小単位で開始し、順次、関連部署に参画してもらう
	スケジュールの決定	<ul style="list-style-type: none"> □ おおよその策定期間を定め、逆算して、何をどのタイミングで話し合い、いつまでに準備するかを考える □ 計画策定の手続きについて、どのような方法を選択するのか、他の計画を策定したときの手順やスケジュールも参考にする
	現状の確認	<ul style="list-style-type: none"> □ 関連する計画等で示されているデータを参考に、権利擁護支援の必要性を量的に把握することができる □ 量的なデータとあわせて、ニーズの質的な特徴を把握すると体制整備の面からも効果的 □ 把握したニーズについて、社会資源や施策の現状など、市町村としての対応状況を確認する
	課題整理	<ul style="list-style-type: none"> □ 把握したニーズに対する受け皿や、現状の施策の課題を整理する □ 課題とともに、既に対応できていることや、うまく機能していることについても挙げる □ 他の行政計画等で示している「地域の目指す姿」との整合を図ると、計画の実効性を高めることができる
	計画策定メンバーの決定	<ul style="list-style-type: none"> □ 司法関係者の関与・参画により、法的な観点から計画を確認することができる □ 計画の策定方法によって計画策定メンバーは変わる □ 自治体内の仕組みや、これまでの前例を参考にする

「市町村計画策定のための手引き」p.32～p.43

59

効果的に計画を策定するためのポイント - II 計画策定 -

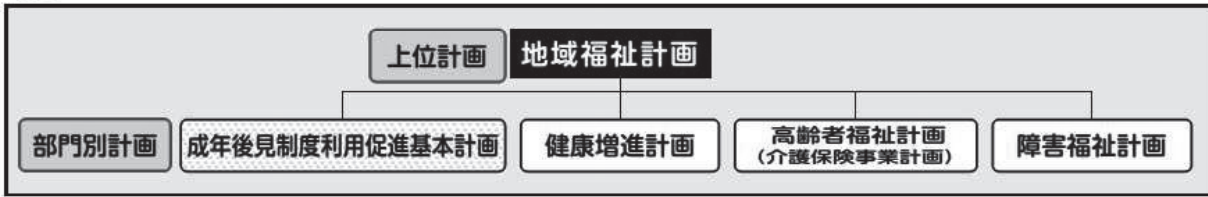
II 計画策定	計画策定のプロセス	ポイント
	市町村計画案の作成	<ul style="list-style-type: none"> □ 全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することは、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができる地域共生社会の実現につながるもの □ 具体的な施策を計画として策定することで、関係者の合意形成をはかり、自治体としての方向性を明示することができる
	意見の聞き取りと反映	<ul style="list-style-type: none"> □ 地域の権利擁護支援について、広く地域住民の理解を得て合意形成を図るため、地域住民から意見を聴くことが重要な計画策定プロセスの一つである □ 認知症当事者団体や障がい当事者団体、家族会等が、計画策定メンバーに入っていない場合、当該団体等から成年後見制度の利用に係る意見を聞き取り、計画に反映する □ 自治体の条例や要綱に基づく「パブリックコメント」には、一定のルールがあることから、策定期間から逆算して設定する
	計画の決定と公表	<ul style="list-style-type: none"> □ 策定した計画は、誰でも入手・閲覧できる方法で公表する □ 必要に応じて、説明の場を設けるなど、対象者に合わせて、複数の方法で公表するとより効果的

「市町村計画策定のための手引き」p.44～p.50

60

市町村計画の2つのパターン

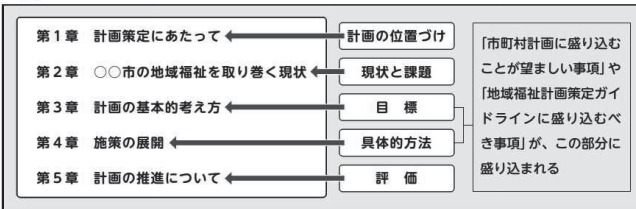
例1 地域福祉計画とは別に部門別計画を策定する場合(地域福祉計画、それぞれの計画を作成する)



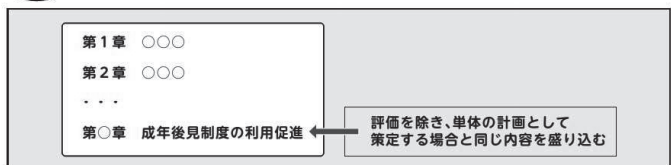
例2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(地域福祉計画の中に盛り込む)



例2-1 地域福祉計画と一体的に策定する場合(各章に書き込む場合)



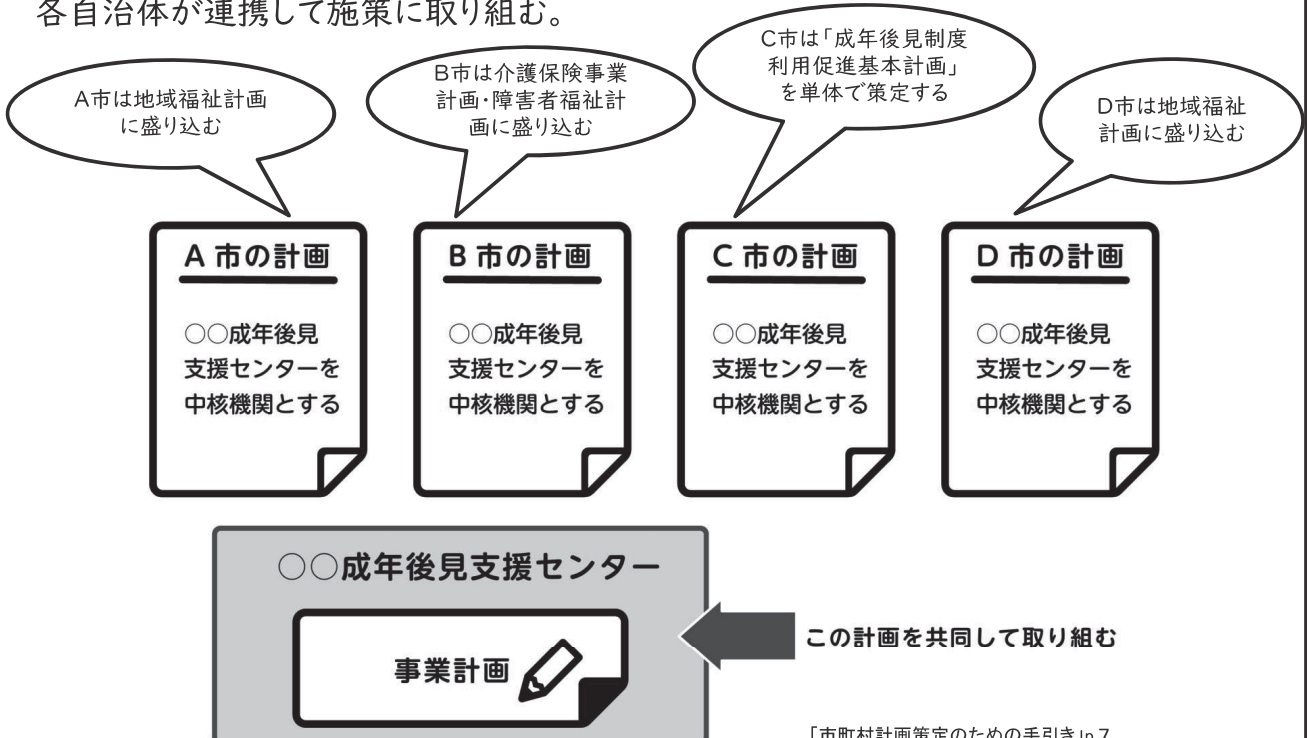
例2-2 地域福祉計画と一体的に策定する場合(1章として設ける場合)



「市町村計画策定のための手引き」p.24

中核機関を広域整備している場合の市町村計画 手引き参照「7ページ」

- 中核機関を広域で整備する場合も、市町村計画はそれぞれの自治体で策定する。(策定する方法も、統一しなくてよい)
- 中核機関の事業計画等の具体的な取組方針は協働で作成し、この事業計画を元に各自治体が連携して施策に取り組む。



「市町村計画策定のための手引き」p.7

1 ○○市(区町村)成年後見制度利用促進基本計画の策定の趣旨と位置づけ

2 現状と課題

「市町村計画策定のための手引き」

「市町村計画策定のための手引き」

(1) 現状

p.36参照

p.1~10参照

- 成年後見制度利用者数、高齢化率、要支援者数、障害者数、日常生活自立支援事業利用者数、成年後見制度関連施策の実施状況(市町村長申立て数、成年後見制度利用支援事業の実施状況と実績、市民後見人育成・選任状況、法人後見育成・活用状況)などを用いて示すことができる
- 成年後見制度利用ニーズ調査や、成年後見制度の認知度や意識調査等のアンケート調査を実施している場合には、それらを提示することで、施策に取り組む必要性を明示することができる

(2) 課題

「市町村計画策定のための手引き」p.40参照

※権利擁護支援の実務を担当している所管、関係者・関係機関とも協議しつつ、今回の計画で解決する課題を示す

事項ごとに、取組目標と実現するための具体的方法を合わせて、それぞれを書く方法もある

3 今後の取組

(1) 本計画における取組目標(段階的に整備するものはその旨記載)

※権利擁護支援の地域連携ネットワークの3つの役割の中で、本計画がもっとも重点的に充実させる目標を示す方法も考えられる。目標を定めておくことで、協議会における建設的な検討や合議を示すことができる

(2) 中核機関、チーム、協議会についての体制整備の方針について

(3) 助成制度について

※成年後見制度利用支援事業等の助成制度について示す。その場合、介護保険計画や障害福祉計画の内容と連動することになる。

4 評価

「市町村計画策定のための手引き」p.56参照

※計画を見直す年度や具体的手法を示す方法が考えられる。例えば「○年度に、【○○市権利擁護支援ネットワーク協議会】等の意見を聞き、計画を見直す」等の記述が考えられる。

「市町村計画策定のための手引き」p.13

手引きに掲載している市町村計画の概要と特徴

①成年後見制度利用促進基本計画として単体で策定した自治体

自治体名	自治体区分	人口(高齢化率)	計画期間	特徴
新潟県阿賀町	町村	約11,000人(約47%)	平成30年度~32年度	・基本的な考え方の明示: -成年後見制度の利用支援 -地域で安心して暮らし続けられる社会の実現 ・既存の仕組みや体制の活用 -成年後見センター運営委員会を活用しての計画策定 ・今後の取組方策の明示 -「親族後見人への支援策の検討」を明示 等
香川県三豊市	一般市	約66,000人(約35%)	平成31年度~34年度	・基本的な考え方の明示: -権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備 ・国基本計画の考え方を踏襲しながら、本市における取組方針を明示 ・計画策定の取組体制 -条例によって計画を策定、パブリックコメントによる意見聴取 等 ・既存の仕組みや体制の活用 -チーム:地域ケア個別会議、協議会:地域ケア推進会議等

②地域福祉計画等の他の計画と一体的に策定した自治体

自治体名	自治体区分	人口(高齢化率)	計画期間	特徴
宮城県女川町	町村	約6,500人(約38%)	平成27年度~31年度地域福祉計画	・基本的な考え方の明示: -地域福祉計画の中で、権利擁護事業の推進を明確化
青森県八戸市	中核市	約231,000人(約30%)	・地域福祉計画:平成28年度~32年度 ・高齢者福祉計画、障害福祉計画:平成30年度~32年度	・地域福祉計画、高齢者福祉計画、障害福祉計画と一体的に策定、市の総合計画とも連動 ・各計画で基本的な考え方の明示 -個人が尊重され誰もが公平に福祉サービスを受けられる体制の充実(地域福祉計画) ・各計画で事業と目標を明示 ・既存の仕組みや体制の活用 -市民後見推進協議会→調査審議機関として位置づけ 等

「市町村計画策定のための手引き」p.14~p.31

手引き参照 「15ページ」

計画例 1

単体計画で町の方針を簡潔に示す例 ～ 新潟県阿賀町

2. 成年後見を取り巻く現状

平成 26 年度阿賀町成年後見制度に関する実態把握調査より

(1) 調査対象

高齢者福祉施設 19 施設
障がい者福祉施設 9 施設

(2) 調査結果

成年後見制度の利用者 6 名
成年後見制度の利用が必要な者 61 名
上記のうち、首長申立及び第三者後見人が必要な者 40 名

3. 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

本計画は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力

現状分析として、実態把握調査の結果を記載しています。現状分析は、こうした調査の実施に限らず、国基本計画の現状分析を参考にまとめることも考えられます。

65

手引き参照 「17ページ」

計画例 2

単体計画で国基本計画の流れにそって市の取組を示す例 ～ 香川県三豊市

(2) 基本計画の期間

今回策定する基本計画は平成 31 (2019) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 4 年です。

今後、高齢者福祉計画、障害者福祉計画及び地域福祉計画の見直しに伴い、本計画を該当する部分に統合していく予定です。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)
計 画	高齢者福祉計画・障害者福祉計画		次期計画			
	地域福祉計画			↑	次期計画	
	成年後見制度利用促進基本計画			→		

成年後見制度利用促進基本計画と他の計画との関係をわかりやすく図示しています。法定計画に盛り込むことで、実効性を高め、見直しが定期的に行われるようにしています。

66

手引き参照 「19ページ」

計画例 2

単体計画で国基本計画の流れにそって市の取組を示す例 ～ 香川県三豊市

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築を進めます。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化します。

権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとします。具体的には、「地域ケア個別会議」などのケース会議のメンバーを「チーム」と位置づけ、権利擁護支援を行います。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築します。

このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行います。

具体的には、「地域ケア推進会議」を「協議会」と位置づけ、チームをバックアップする体制整備を図ります。

「チーム」の具体化の部分です。「具体的には」以降が、三豊市としてのチームの位置づけを示しています。地域ケア個別会議などのケース会議のメンバーでチームの位置づけが示されています。

「協議会」の具体化の部分です。「具体的には」以降が、三豊市としての位置づけを示しています。地域ケア推進会議を「協議会」と位置づけ、チームのバックアップを図ろうとしています。

手引き参照 「22ページ」

計画例 2

単体計画で国基本計画の流れにそって市の取組を示す例 ～ 香川県三豊市

6. 三豊市における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について (機能ごとの表、略)

		中核機関		
		地域包括支援センター(直営)	社会福祉協議会(委託)	広域(委託)
機能等	チーム体制調整(地域ケア会議)	親族後見人、市民後見人等に関する日常的な相談、支援	受任者調整	市民後見人の養成
	市長申立て 受任者調整(マッチング) 任意後見に関する相談	日常生活自立支援事業からの移行	専門的な相談・支援	
(共通) 周知・開発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携				

機能分散型での体制整備案を、表に整理して示しています。この時点では、広域の委託先が決定していないため、「広域」という表現で示しています。このように、これから検討して決定する方向性を示す方法もあります。

※資料編 p.116 に
関連資料を掲載

手引き参照 「22ページ」

計画例 2 単体計画で国基本計画の流れにそって市の取組を示す例 ～ 香川県三豊市

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市の区域とします。ただし、中核機関が担う機能によっては、併せて複数の市町にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制を検討します。

イ) 設置の主体

設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから、市が設置します。

ウ) 運営の主体

中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、市による直営及び市からの委託により行います。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO 法人、公益法人等）を市が適切に選定します。また、市の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも検討します。

機能分散型で中核機関の設置を検討することを示しています。

69

計画策定後に具体的な内容を決めている例（香川県三豊市）

三豊市における中核機関の運営主体と機能等について

実践例：香川県三豊市

		中核機関		
		市（包括・福祉課）	市社協（委託）	県社協（委託）
機能	㉗ 広報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	㉘ 相談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援 （専門職の派遣）
	㉙ 利用促進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整 （専門職の派遣） 市民後見人の養成
	㉚ 後見人支援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整 （専門職の派遣）
効果	㉛ 不正防止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援

計画策定時には決定していなかった「広域」が策定後に確定。計画策定後、香川県三豊市では県社協が中核機関の役割を機能分散して担っている。

令和4年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会 資料p7より引用

70

手引き参照 「7ページ」



ポイント！中核機関をおくための手続き

中核機関をおくための手続きは、明確に定められているものではありませんが、書面で記録を残しておく、組織として決定したということが明確になり、実効性を高めることができると考えられます。

例えば、以下のような方法が考えられます。 ※1)、2)、3) の具体例は、巻末資料編を参照

- 1) 協定書の締結
- 2) 設置要綱
- 3) 委託仕様書、委託契約書での明記
- 4) 庁内内部決裁
- 5) 市町村計画での記載

成年後見制度利用促進の取組状況を関係者間でチェックする(ミニワークの紹介)

Q. 成年後見制度に関する現在の状況について、チェックしてしまおう

(次ページに取組方策が記載されていますので、参考にしてください)

成年後見制度利用の状況	認知症高齢者数、単身高齢者数、高齢者のみ世帯数の増加や潜在的後見ニーズと比較して、専門職後見人等の担い手が少ないと思う。	B
成年後見制度についての相談	権利擁護支援や成年後見制度利用に関する相談がない(少ない)。	A
	成年後見制度に関する相談が、3年前と比べて増えている。	AとB
	成年後見制度を利用している人(の親族を含む)からの相談が増えている。	BとC
市町村長申立て	市町村長申立てをしても、後見人選任までに時間がかかる。	C

※上記はあくまで参考のため整理したものです。利用者数、相談数、市町村長申立て件数が多い・少ないということについて、絶対的な基準があるわけではありません。

チェック結果 (以下の施策に限定するものではありません。あくまで参考にご覧ください)

Aが多かった場合・・・相談窓口の明示と広報から取り組む

Aが多かった自治体は、成年後見制度がよく知られておらず、十分に活用されていない実態があると思われます。相談数が少ないことは、ニーズがないことを示しているのではなく、相談できる窓口が知られていない可能性があります。

Bが多かった場合・・・受け皿の拡大から取り組む

Bが多かった自治体は、成年後見制度を利用したくても、後見人の担い手など、受け皿が不足しているため、利用できない実態があると思われます。必要な人が成年後見制度を利用できるよう、体制整備を図る必要があります。

Cが多かった場合・・・受任者調整と後見人支援から取り組む

Cが多かった自治体は、成年後見制度の利用や市町村長申立てが行われていますが、より本人に寄り添った、利用者がメリットを実感できる制度の運用のための体制整備が求められます。

あなたの回答の記入欄

Aの数 Bの数 Cの数

--	--	--

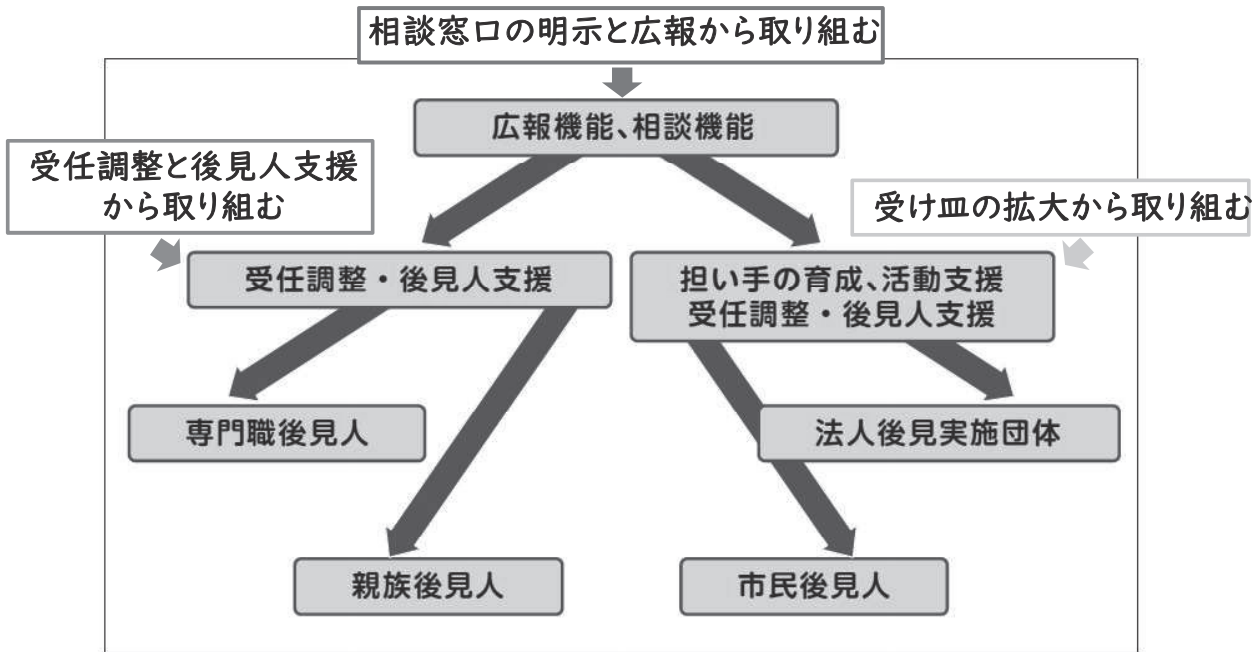
記入例(正の字で記入)

Aの数 Bの数 Cの数

—	—	T
---	---	---

様々な意見を取り入れるために・・・

なぜそのような回答になったのか
計画策定メンバーや協議会で
話し合うことで、課題意識を
共有することができる
→ 根拠データの協議・検討にもつながる



「市町村計画策定のための手引き」p.56

段階的に整備する市町村計画だからこそ、情報収集は重要

まずは、成年後見制度利用促進ニュースレターをチェック!!

チェック 成年後見制度利用促進ニュースレター

成年後見制度利用促進についての最新の動向、各自治体の取組状況、よくあるQ&A等の解説を掲載

成年後見制度利用促進ニュースレター 第24号

令和2年6月30日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター 第24号

実際の市町村計画策定事例から、策定のポイントを中心に確認してみよう!

「誰のための計画か、誰の権利擁護を支援するのか」といった前提の整理

計画の策定に係る検討・協議体制

計画の位置づけ方・他計画との関係性

気になる事例を調べる

2. 特集：市町村計画の策定ポイントを紹介しよう

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、市町村は、「市町村の課する措置」として、**成年後見制度の利用の促進に関する期間**についての基本的な計画（以下、「市町村計画」とする。）を定めるよう努めることとされています。

市町村計画を策定する意義

市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村計画の策定・実行

Q&Aの取組事例を掲載（ホームページでは、カラー掲載です。）

「成年後見制度利用促進」に関するお問い合わせ先

「成年後見制度利用促進 ニュースレター 第24号」（令和2年6月30日発行）

情報を収集して、最新情報だけでなく計画策定（見直し）のヒントを得る



「計画の冒頭で1人の市民の物語を掲載して
権利擁護支援の必要性をわかりやすく説明する工夫がされている」



ニュースレターで気になった事例を更に情報収集（愛知県豊田市の市町村計画）

豊田市成年後見支援センターの支援ノートより

私たちは誰もが、「地域で自分らしく暮らし続けたい」と思います。そのため、豊田では地域で支え合う社会を目指していますが、一方で、判断能力が十分でない方が置き去りにされるような社会であってはなりません。
成年後見制度は、判断能力が十分でない本人の意思や権利が守られるための制度であり、これからの「私たちの豊田市」において、非常に重要な役割を果たします。そこで、以下のノートに記載された実際に「私たちの豊田市」であった出来事*を少し見てみましょう。

アキ子さんは80代後半の女性です。ご主人との結婚を機に、豊田に移り住ってきてから50年以上が経ち、明るく穏やかな自然あふれる豊田のまちが大好きです。
結婚後、すぐに子育てに専念しましたが、全米から子どもは手近が不自由でした。アキ子さんは夫がその子を入居させたいが、アキ子さんも一生懸命子育てで頑張りました。おだたいたい気持を思いアキ子さんで、子どもが小学校に入学する前、大切なご主人が突然亡くなってしまいました。
それから、アキ子さんはおぼろげなこと、近所の方や友人の声かけや協力なども、子どもと充実した暮らしを送ってきました。

それから、同十年も幸せな日々が続きました。
アキ子さんが80歳を超えた頃、50歳になった子どもにも先立たれてしまいました。地域の方によれば、突然の出来事であり、その悲しみや嘆きは思いがけないほど深いものでした。
それからというもの、アキ子さんは世間と一線を引くような暮らしを始めました。やがて、大声で叫んだり、床を繰り返すなど、近所の方にもお悩みの日々が続きました。アキ子さんに声をかけることすらできないようになっていきました。

ある日、同じ地域の民生委員が困りごとを聞きに自宅を訪ねました。玄関を開けてもらえず、民生委員は地域包括支援センターに相談することになりました。
地域包括支援センターは何度か訪問し、やっと玄関を開けてもらえるようになりました。すると、家の中はゴミだらけ、台所は糞尿を付けた状態でなく、臭も洗わず。お風呂に何ヶ月も入らず、湯のことも奪ってアキ子さんは「無知」としか言いませんでした。
アキ子さんは、汚れた大きなぬいぐるみや片も履き、話しかけ、抱きかかると毎日過ごしていたのでした。

*実際に豊田市成年後見支援センターで支援した事例ですが、個人情報やプライバシーの観点上、請求された内容にない部分に一部を加工しています。また、成年後見人本人と成年後見人以外の両方の名前を記載しています。

この計画の名称は「成年後見制度利用促進計画」ですが、豊田では、成年後見制度を無理に押し進めることはしません。アキ子さんのように、身近な地域で自分らしく暮らし続けることに向けて、真に必要なときに成年後見制度が確実に行き届くための取組を進めていきたいと思います。

このために作られた計画の第一歩は自治体だけでなく、商家に、そして積極的に権利擁護支援を回すためのものと捉えていただければと思います。

その後すぐに、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、市役所、そして成年後見支援センターが集まり、アキ子さんを支援するチームを作り、もう一度自分らしく生活してもらうための話し合いをしました。
みんなで助け合いを続けると、アキ子さんは病院の受診や薬を服用していませんでした。生活費は毎月わずか、年金も貯蓄まであります。通帳や印鑑、財布、保険証もすべて揃っていました。料理や掃除を手伝ってくれる人もおられました。

支援者の第一歩は、アキ子さんと何年も何年もどう生活していくのかを話し合いました。そして、アキ子さんの願い、希望であって「この子（ぬいぐるみ）と一緒にいたい」という願いを尊重すること第一に、支援を受け入れてもらえることになりました。
アキ子さんの生活全般の支援をどうしていくのかを地域包括支援センターが、病院の受診は認知症初期集中支援チームが支援しました。また、様々な支援サービスの契約や病院の支払いなどお金の管理も必要であることから、成年後見制度を利用することになり、成年後見支援センターは成年後見人が選ばれるまでに必要な書類と、アキ子さんの成年後見人になることについてを専門職と一緒に検討し、市役所が最終的な手続きを行いました。

その後、アキ子さんは成年後見人と支援者のチームの手助けを受けながら、地域の生活で少しずつ笑顔を取り戻すようになりました。
現在、アキ子さんは足腰を悪くしてしまったため、施設で生活することになりましたが、諸般の施設の職員や他の利用者としてレクリエーションなどをして過ごしています。時折、成年後見人がいなくて、その時にする何気ない会話も楽しみにしています。

きれいな大きなぬいぐるみや片も履き、話しかけ、抱きかかると毎日過ごしていたのでした。
それから、もう一度輝やかに暮らし続けるアキ子さんが決っています。

実践例：愛知県豊田市

「豊田市成年後見制度利用促進計画」（令和2年3月）表紙，pp2-3

市町村計画に「委員コラム」を掲載（東京都立川市）

実践例：東京都立川市

委員コラム（阿部委員） （多摩信用金庫の取組）

多摩信用金庫は、立川市内に8店舗、1出張所、コンサルティング専門窓口のたましんすまいるプラザ2拠点を展開しています。

財産保護に関しては、成年後見制度の利用をご案内しており、利用をご希望される場合には、立川市の各地域包括支援センターと連携し、サポートしています。成年後見制度に関連する取組としては、「たましん後見制度支援預金」のお取扱いがあります。当預金は、後見制度をご利用の被後見人の財産を安全に保護・管理するため、家庭裁判所の「指示書」によって、後見人が利用できる普通預金です。

また、新しい財産管理手法、相続対策として注目されている家族信託に対応する信託口座「たましん家族信託専用口座」の取扱いを2020年5月より開始しています。家族信託とは、保有する預貯金や不動産などの財産を、信頼できる家族に管理・処分を託す、家族間の信託契約です。

今後も地域連携ネットワークの一員として成年後見制度の利用促進を、地域のお客さまへ、安心して豊かな暮らしのお手伝いをしていきます。



委員コラム（中村委員） （民生委員・児童委員の取組）

民生委員・児童委員は、地域福祉の担い手として、地域住民が抱える悩み事や、地域で発見した課題を解決できるように、行政への働きかけや、関係各機関との連携及び協力をして活動しています。現在は少子高齢化の進行、人間関係の希薄化等、社会状況の急激な変化に伴い社会から孤立する人々が増えていきます。

その人が、その人らしく地域で安心して生活できるように、判断能力が低下した場合は、尊厳を尊び、財産を守るように、援助できる体制が必要です。

現在は、社会福祉協議会のあんしんセンターに、つないでいますが、今後ますます増えることが予想される、「権利擁護」の問題に対する積極的な支援のため、住民に寄り添う姿勢を大切にして活動していきたいと思っています。



委員コラム（秋野委員）

（弁護士法人 多摩パブリック法律事務所の取組）

私が所属している弁護士法人多摩パブリック法律事務所（以下では「多摩パブ」といいます。）は、東京弁護士会が設立した公設事務所になります。

多摩パブでは、約10年前から法人後見に取り組んでいて、多摩地域の30市町村や社会福祉協議会から、首長申立てや身寄りのない方の成年後見等申立てにおいて成年後見候補者になってもらいたいというご要望を多くいただいています。その多くは、虐待や法的問題が絡むような困難案件、緊急性の高い案件、不浮腫案件です。

法人後見のニーズは年々高まっていて、そうした多摩地域のニーズに応じて多摩地域を支える公設事務所としての役割を十二分に果たすべく、多摩パブでは、令和4年5月（予定）に、成年後見等に特化した支所（後見支所）を設立することになりました。後見支所は、弁護士2名・社会福祉士2名・事務員2名で構成し、全ての事件について、担当弁護士・担当社会福祉士・担当事務員3名のチーム体制で対応します。それにより、それぞれの事件について、法的視点と福祉的視点の両方の視点が行き届くとともに、効率的な事務業務による迅速な対応が可能となり、ご本人の権利擁護により資する形で支援が実現できると考えています。

2025年問題が間近に迫ってきていますが、量的にも質的にも充実した仕組みを構築して、積極的に対応していきたいと考えています。多摩パブの新たな法人後見についてご要望がありましたら、お気軽にお声がけください。

効果的に計画を策定するためのポイント -Ⅲ 計画の実行と見直し-

Ⅲ 計画の実行と見直し	計画策定のプロセス	ポイント
	協議会への報告	<ul style="list-style-type: none"> □ 計画の着実な実行のために、年に1度～2度、計画の進捗状況について報告する □ その際、権利擁護支援の地域連携ネットワーク全体で把握される地域課題や、その解決策について話し合っていくと、多様な対応が選択しやすくなる □ 協議会は、計画策定メンバーや既存の組織を活かすことができる
	計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> □ 協議会で年度報告を行うことにより、課題意識を共有することができ、計画の見直しにつなげることができる □ 課題とともに、計画を実行したことの実績、成果についても報告し、「できていること」「強み」を活かした見直しを行う

「市町村計画策定のための手引き」p.51～p.62

77

協議会での報告書式例 手引き参照「54ページ」

協議会での報告書式例 ①

【地域福祉計画（2019年度～2023年度） 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。】								
1年目 / 5年間		2019年度 権利擁護支援センター 事業実施状況			2020年度の方針			
機能	広報機能	事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果	
権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関	広報機能	・出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。	・相談受付件数 計10回開催し、計300名が参加した。	・参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。 ・講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受付件数が増加した。	・医療機関からの出前講座の依頼がない。	・現在実施している出前講座やセミナーは継続する。 ・医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。	・市民、関係機関の理解が得られることにより、早期に、支援ニーズに気づくことができる。 ・医療機関との連携が深まることにより、申立て時の診断書作成に協力を得られるようになる。	
	相談機能	・権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。	・相談受付件数 計〇件 電話〇件、来所〇件、メール〇件（関係機関からの相談が85%、市民からの相談15%） ・専門相談を週1回実施した。〇件（専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約8%）	・関係機関から「早期に相談できるので、安心だ」という反響を得ている。 ・住民が、より身近な地域で、相談できるよう体制整備することができた。 ・専門相談を通して、専門職団体とのつながりができ、センターの相談員も専門的助言を得ることができた。	・複合的課題を抱える世帯についての困窮が背景にある相談や、身元保証に関しての相談など、成年後見制度利用以外の対応も必要な相談が多く、連携強化が必要である	・日常生活自立支援事業や、生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行い、課題を共有して連携を深める。	・連携して対応できることで、世帯のもつ多様なニーズに応えることができるようになる。	
	機能	成年後見制度利用促進	事業計画に記載なし	なし	なし	・後見ニーズに対応できなくなる見込みがある。 ・候補者を推薦する仕組みがないため、誰が成年後見人等に選ばれるのかわからない。	・市民後見人の養成研修を開始する。 ・候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整をおこなっている先進自治体を視察する。	・後見ニーズに対応できるようになる。 ・適切な業務を行う後見人が選任されることが期待できる。
	後見人支援機能	事業計画に記載なし	なし	なし	・親族後見人が後見業務を行うに当たって、相談できる仕組みがない	・親族後見人の連絡会を開催する。	・親族後見人の不安や困難を解消することができる。	

「市町村計画策定のための手引き」p.54

78

協議会での報告書式例 手引き参照「55ページ」

協議会での報告書式例 ②

【地域福祉計画（2019年度～2023年度）】 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、社会福祉協議会に権利擁護支援センターを委託し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として、特に広報機能や相談機能を重視した総合的な支援体制を整備する。							
2年目 / 5年間		2020年度 権利擁護支援センター 事業実施状況			2021年度の方針案		
	事業計画における記載	取組の実施状況	効果	課題	今後の取り組み方針	期待される効果	
権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関	広報機能	・出前講座や研修会を開催し、成年後見制度や権利擁護支援の普及、啓発を行う。 ・医療機関向けにチラシを作成し、パンフレットと合わせて配布する。	・出前講座を計13回開催し、計400名が参加した。(うち、医療機関で3回)	・参加者アンケートでは、約9割が大変勉強になったと回答した。 ・講座・研修会開催後、センターに寄せられる相談受付件数が増加。 ・医療機関からの相談が増加した。	・障害分野の相談が少なく、出前講座の効果を感じられない。	・出前講座の依頼を待つのではなく、障害福祉分野の事業所連絡会、施設長連絡会等に行き、少しでも時間をとってもらい、権利擁護支援センターについて紹介する。	・障害福祉分野の事業所、施設に、権利擁護支援センターの正しい役割を知ってもらうことができる。
	相談機能	・権利擁護支援センターによる一般相談とともに、専門職団体の協力を得て、週1回専門相談を実施する。 ・日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業の担当者等と合同でケースカンファレンスを行う。	・相談受付件数 計〇件 電話〇件、来所〇件、メール〇件(関係機関からの相談が〇%、市民からの相談〇%) ・専門相談を週1回実施した。(専門相談の利用件数 〇件 相談全体の約〇%) ・合同ケースカンファレンスを月に1回開催した。	・専門相談は、前年度に引き続き好評であった。 ・合同ケースカンファレンスを開催することにより、複合的課題を有している世帯への対応について、早期に連携して取り組むことができるようになった。	・障害福祉分野の職員から「【親なき後】のことについて、親ほどのタイミングで相談すべきか悩んでいる」と聞くが、相談がない。 ・合同ケースカンファレンス開催により、いわゆる「身元保証」等がない人への支援の困難性が把握された。	・障害福祉分野の事業所や施設職員との懇談会、当事者団体や家族会との懇談会を開催し、成年後見制度利用や相談についての課題を把握する。 ・いわゆる「身元保証」等がない人への支援の必要性について検討する。	・障害福祉分野の何が課題になっているのか具体的な把握することができる。 ・いわゆる「身元保証」等がない人への包括的支援体制の構築に着手することができる。
	成年後見制度利用促進機能	・市民後見人の養成研修を開始する。 ・市長申立ての事案について、候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整を行っている先進自治体を視察する。	・市民後見人の養成研修を開催した。 ・受任者調整を行っている先進自治体3カ所を視察。	・15名を養成中。来年度は、実習を実施予定となり、成年後見制度の受け皿を拡大することができる見込み。 ・受任者調整がどのように行われているのか、仕組みや効果について、把握することができた。	・当市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて検討できていない。	・当市にとって最も適した受任者調整の仕組みについて、市や権利擁護支援センターだけでなく、専門職団体や当事者、家庭裁判所と検討を進める。	・受任者調整の仕組みを決定することで、誰が成年後見人に選ばれるのか分からないという不安を解消することができる。
	後見人支援機能	・親族後見人の連絡会を開催する。	親族後見人の連絡会を1回開催し、7名の親族後見人が出席した。	アンケートでは全員が「大変満足」「今後も定期的に進めて欲しい」との回答で、大好評であった。	・家庭裁判所からの数値によると、当市には親族後見人等が〇人いるが、親族後見人連絡会の開催につちて周知されていない可能性がある。	・親族後見人の連絡会の開催について、介護支援専門員、相談支援専門員、金融機関、家庭裁判所等から周知してもらえるチラシを作成し、協力を依頼する。	・親族後見人の不安や困難を、より解消することができる。

前年度の「今後の仕組み方針」から内容を追加

「市町村計画策定のための手引き」p.55

協議会での報告書式例 手引き参照「54・55ページ」

機能	成年後見制度利用促進	事業計画に記載なし	なし	なし	「市町村計画策定のための手引き」p.54
	後見人支援機能	事業計画に記載なし	なし	なし	

「市町村計画策定のための手引き」p.55

初年度

次年度

最初は「なし」
1年が経過して
次年度には取り組まれている

市町村計画の見直しに向けた協議会等での議論に有効活用できる

成年後見制度利用促進機能

・市民後見人の養成研修を開始する。
・市長申立ての事案について、候補者を推薦する仕組みの検討のために、受任者調整を行っている先進自治体を視察する。

・市民後見人の養成研修を開催した。
・受任者調整を行っている先進自治体3カ所を視察。

後見人支援機能

・親族後見人の連絡会を開催する。

親族後見人の連絡会を1回開催し、7名の親族後見人が出席した。

前年度の「今後の仕組み方針」から内容を追加

計画見直しのチェックリスト(機能別)① 手引き参照「57・58ページ」

【広報機能】

大項目	小項目	実施状況
制度についての個別説明	メリット、留意点を含めた説明	
	成年後見制度だけでなく様々な権利擁護支援の仕組みについての説明	
パンフレット	配布した枚数、冊数	
	配布箇所	
	相談するきっかけになっているか 研修・相談対応で使用できるものになっているか (制度を説明しやすいか)	
研修会やセミナー	回数	
	受講者数	
	アンケートの結果 相談するきっかけになっているか	
広報(パンフレットや研修・セミナー)の内容	制度の活用が有効なケースなどを具体的に伝える周知啓発	
	法定後見制度の後見類型だけでなく、保佐・補助類型、任意後見を含めた早期利用を念頭においた内容	
広報の際に連携する各団体	弁護士会	
	司法書士会	
	社会福祉士会	
	その他専門職団体等()会	
チームに加わる関係者への広報(パンフレットの配布や研修・セミナー開催)	身近な家族・親族	
	市町村の窓口	
	主治医・かかりつけ医	
	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	医療機関	
	金融機関	
	介護サービス事業所	
障害福祉サービス事業所		
訪問看護ステーション		
民生委員・児童委員		
自治会		

作文例①

制度を説明しやすいパンフレットを作成し、相談するきっかけをつくる
そのために、1000部のパンフレットを〇〇等に配置する。〇〇等で使う

「市町村計画策定のための手引き」p.57、58

「市町村計画策定のための手引き」p.57、58

「市町村計画策定のための手引き」p.57、58

「市町村計画策定のための手引き」p.57、58

81

計画見直しのチェックリスト(機能別)② 手引き参照「59・60ページ」

【成年後見制度利用促進機能】

【受任者調整(マッチング)等の支援】

【担い手の育成・活動の促進】

大項目	小項目	実施状況
市民後見人の研修・育成・活用	都道府県・市町村と関係機関(法人後見実施機関、専門職団体、家庭裁判所)等の連携による研修・育成	
	修了者が実務経験を重ねる取組(法人後見業務、見守り業務、日常生活自立支援事業の支援員業務など)	
	市民後見人選任後の継続的支援体制の整備	
	市民後見人養成カリキュラムについての家庭裁判所への説明	
	継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
市民後見人の受任調整	選任以外の活躍の場の提供	
	市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	
	市民後見人候補者へのアドバイス 市民後見人候補者名簿の作成	
法人後見の担い手の育成・活動支援	法人後見実施機関の育成・活動支援	
	障害分野で活用できる法人後見実施機関(社会福祉協議会、市民後見人研修修了者、親の会等を母体とするNPO法人等)の育成・活用 後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保	

作文例②

専門職後見人候補者の推薦ができるような体制を整備する

大項目	小項目	実施状況
専門職後見人候補者の推薦	専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等)に対しての後見人候補者名簿の整備を依頼	
	市民後見人の受任調整(再掲)	
市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理	市民後見人候補者へのアドバイス	
	市民後見人候補者名簿の作成	
親族後見人が受任できるための支援	後見人になるにふさわしい親族後見人候補者への助言、専門職へのつなぎ	
	親族後見人選任後の継続的支援体制	
家庭裁判所との連携	親族後見人への継続的支援体制についての家庭裁判所への説明	
	後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるための、連携体制の整備	

【日常生活自立支援事業当関連制度からのスムーズな移行】

大項目	小項目	実施状況
関連制度からのスムーズな移行	日常生活自立支援事業等関連制度から成年後見制度へ移行することが望ましいケースを検討する体制の整備	
	生活保護受給者を含む低所得者等が後見等開始の審判の請求が適切に行われる体制の整備(成年後見制度利用支援事業の更なる活用)	

「市町村計画策定のための手引き」p.59、60

大項目=計画策定時のキーワード

小項目=計画策定後の中核機関の事業計画・行動計画

➡「中核機関として何をするか」を考える時に参考にできる

82

計画見直しのチェックリスト(機能別)③ 手引き参照「61・62ページ」

【後見人支援機能】

大項目	小項目	実施状況
日常的な相談	市民後見人からの日常的な相談に応じる体制整備	
	親族後見人等からの日常的な相談に応じる体制整備 → 不正防止効果にもつながる	
意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援	法的な権限をもつ後見人と、本人に身近な親族、福祉、医療、地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制の整備	※都道府県単位、家庭裁判所単位での権利擁護支援ネットワークの機能にもなるものと思われる。
	後見人支援のために専門的知見が必要であると判断された場合に、法律・福祉の専門職がケース会議開催等によって本人を支援することができるよう、専門職団体の協力が得られるための体制整備	
チームに加わる関係者への研修(意思決定支援、身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるための後見人支援についての研修)	財産保全を最優先とした硬直的な運用ではなく、本人の生活状況等に応じた財産の積極的活用等の適切・柔軟な運用を保障するための体制整備	
	介護支援専門員	
	相談支援専門員	
	生活保護ケースワーカー	
	保健師	
	精神保健福祉士	
	入所先社会福祉施設	
	認知症初期集中支援チーム	
	認知症疾患医療センター	
	介護サービス事業所	
家庭裁判所との連携	障害福祉サービス事業所	
	訪問看護ステーション	
	民生委員	
	市町村窓口	
	専門職	
移行型任意後見契約の発効の必要性への支援	本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や、ほかの支援体制への切り替えが望ましいと考えられる場合の、新たな後見人候補者推薦等や、家庭裁判所との連絡調整	
移行型任意後見契約の発効の必要性への支援	任意後見監督人選任の申立てが必要な状態になっている移行型任意後見契約の存在を発見した場合の支援(必要に応じて、ケース会議等を開催し専門職団体の協力を得る)	

【不正防止効果】

大項目	小項目	実施状況
チームによる見守りにおける不正防止の視点	親族後見人等の経済的虐待や横領等の不正行為の兆候の早期の把握(チームメンバーが、不正があるかもしれないと感じた時に、どこに知らせればいいかを知っている)	

「市町村計画策定のための手引き」p. 61、62

① これらの「機能ごとの項目整理」は「計画の見直し」だけではなく計画策定前や策定時にも参考になる

- 機能がよくわからない
- 計画に何を盛り込めばよいのかわからない
- 実際に何をしたらいいのかわからない
といった時に参考になる

② 小項目の実施状況を確認すれば計画の見直しになる

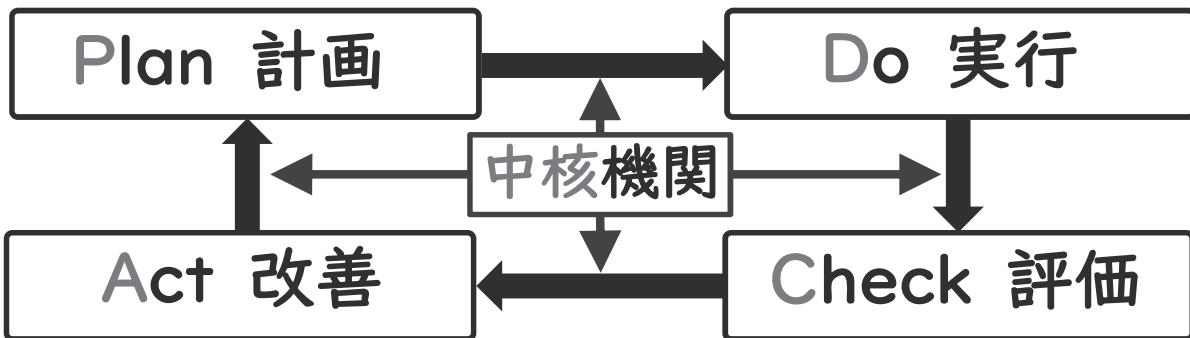
③ 地域の実情や今までの実践から表には挙げられていない項目も出てくる

④ 意思決定支援に関わる項目が少ないため、本研修を踏まえてもう少し充実を

83

市町村計画と中核機関

中核機関の取り組みを市町村計画のPDCAにリンクさせる



① 計画策定前に中核機関を整備

計画策定の要所に関わり、内容を充実させる(P)計画を実施し(D)、毎年、どこまでできたかを評価して(C)協議会に報告して次年度の方向性を定めて(A)地域連携ネットワークを発展させる

② 計画も中核機関もこれから整備

まずは計画策定に力を入れ、動かしてみないとわからない点は「検討します」として整理(P)して、走りながら考える(D)1年間に出来たことを振りかえって(C)協議会に報告して、次年度の方向性を定める(A)たとえ出来ないことがあっても地域連携ネットワークの段階的に整備することにつながる

③ 計画と中核機関を既に整備

「この部分の体制を何とかできないか」「このようなことはできないか」といったPDCAの「Act 改善」を特に意識して、協議会や事例検討を活用して、地域連携ネットワークをより強固に、広範囲にする。毎年、協議会を活用して「Check 評価」をすることが重要。84

都道府県による取組方針の策定

- 都道府県は「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。
- 地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要。
- 地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容を段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

盛り込むことが望ましい内容

<目的>
 地域共生社会の実現に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

<目標>
 権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

<具体的内容>

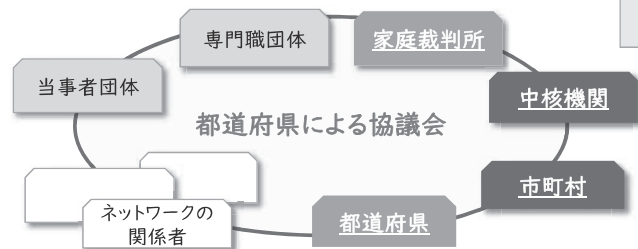
- 都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針
- 担い手の確保の方針
- 市町村に対する体制整備支援の方針
- 市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

基本

できれば

策定方法

都道府県協議会で協議した内容を簡潔に整理



まずは

既存の法定計画に取組方針を盛り込む

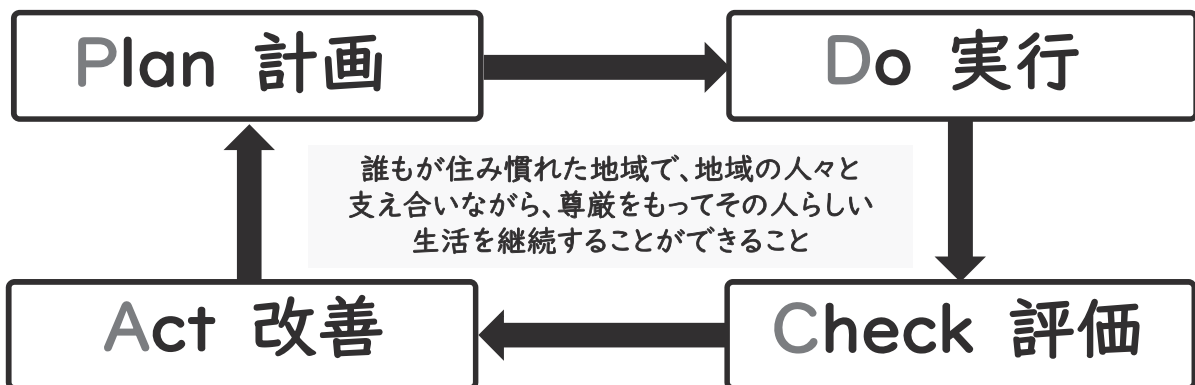
例) 都道府県地域福祉支援計画など

できれば

出典：成年後見制度利用促進体制整備研修 基礎研修「成年後見制度利用促進法と第二期成年後見制度利用促進基本計画について」より引用

市町村計画とPDCAサイクル

計画の目的 ➡ 最終的な目的は他の計画と同じ ➡ 同じ「道」



最初は「細い道（体制）」だったとしても
 多くの人達（地域連携ネットワーク）がPDCAをたどっていけば
 いずれ「大きな道（体制）」になる

➡ 「市町村計画策定の手引き」は羅針盤

